

2013年3月29日
小川富之
立石直子
古賀（駒村） 絢子

「オーストラリアの親権・監護権法制」

1 オーストラリアにおける親権・監護権法制の位置づけ（担当：小川富之）

(1) 親子関係

オーストラリアのコモン・ロー（common law）は、もともとはイギリスのコモン・ローに由来し、嫡出子と非嫡出子とを区別し、非嫡出子に対して厳しい不平等扱いをするというのがその慣例であった。しかしながら、今日のオーストラリアでは、非嫡出子に対する、そのような差別的扱いを支持する考え方はもはや存在せず、1986年から1990年にかけて、全ての州および準州で法改正がなされ、子の出自にかかわらず、全ての子どもを法の下で平等に扱うことが実現した。西オーストラリア州では、差別的扱いが残っていたさまざまな法律を全て改正することで、また、他の州および準州では「法的地位の平等（equality of status）」に関する一連の立法により、これが実現された。「法的地位の平等」という文言の示すように、この一連の立法により、非嫡出子という概念自体が払拭されたわけではなかった。これらの一連の立法により、非嫡出子という地位から生じる法的な不利益が生じる取扱いをなくすことが実現したというのが正確なところである。今日のオーストラリアでは、非嫡出子ということから生じる法律上の不利益は実質的には何ら存在していない。

父母の婚姻関係の有無は、子どもにとって重要性を失っているが、逆に、親子関係の推定は、子の法的な権利および義務の決定に関しては重要なカギとなってきている。コモン・ローでは、長期にわたって父性の推定という考え方を承認してきた。また、母性の推定の方は比較的容易であると考えられてきた。しかしながら、これらの推定に関しては、親子関係の推定に関する制定法上の規定により、大幅な変更が加えられることとなった。連邦家族法第7章第12節第D款で、（母性および父性を含めて）親子関係の推定について、次のように規定している。

- ・ 父母の婚姻の場所（69条のP第1項（s 69P（1）））
- ・ 子の懐胎の時期に父母が同棲していた場所（69条のQ（s 69Q））
- ・ 子の出生登録に父母として名を記載した場所（69条のR（s 69R））
- ・ 子の父母の認定を行った裁判所の場所（69条のS（s 69S））

父が自分の子を認知する場合の父性の推定に関する規定も設けられている(連邦家族法69条のT(s 69T))。これらの推定は全て(裁判所により承認されたものを除いて)反証が認められており、その際には、親子関係についてのより高度の可能性についての立証が求められている(連邦家族法69条のU第1項(s 69U(1)))。

(2) 親権・後見

親子関係に関する規定は、1996年にオーストラリアでの改正があり、連邦家族法の親子に関する紛争を扱う第7章が改正された。この改正により、後見および面接交渉に関する従来の考え方が大幅に変更された。連邦家族法第7章は、第60条のB第1項(s 60B(1))から始まっており、本章の目的について次のように規定している。

「……本章の目的は、子どもが適切かつ十分に父母からの監護・教育を受けることを確保し、子どもが有する自己の能力を十分に発揮することを援助し、子どもの監護、福祉および発達に関し、父母がその義務を果たし、その責任に応えることを確保することにある。」

これらの目的(目標)の基礎をなす諸原則については連邦家族法第60条のB第2項(s 60B(2))で、次のように明確に規定されている。

- ・ 子どもは、父母の現在の婚姻関係もしくは同居・別居、または、これまでの婚姻関係もしくは同居・別居にかかわらず、自分の父母について知る権利を有し、また、自分の父母による監護・教育を受ける権利を有する。
- ・ 子どもは、自分の父母ならびに監護、福祉および成長に重大なかかわりを有する他の者と定期的に会う(contact)権利を有する。
- ・ 父母はともに、子どもの監護、福祉および成長に関する義務と責任を有する。
- ・ 父母は、子どもの将来の監護・教育に関して合意を形成しなければならない。

連邦家族法第61条のC(s 61C)では、未成年の子の父母は、それぞれ、自分の子どもに関して「親権(parental responsibility)」を有することを定めている。父母の有する責任については、第61条のB(s 61B)で規定されており、法律上、父母が子どもに関して有する全ての義務、責任および権限が含まれている。これは、父母が現在、同居しているか別居しているか、また、これまでに同居したことがあるか否かにかかわらず、認められる第一義的な責任である。しかしながら、連邦家族法第61条のC(s 61C)で規定する責任を変更する必要がある場合には、子ども本人、父母、祖父母および子どもの監護、福祉および成長にかかわりのあるその他の者は、子どもの監護に関するオーダーを請求することが認められている(連邦家族法65条のC(s 65C))。この請求が為されると、裁判所は、監護に関して、適切と考えられるあらゆるオーダーを決定することが認められている(連邦家族法65条のD(s 65D))。これに関し、連邦最高裁判所は、監護に関するオーダーは必ずしも当事者の要求に拘束される必要なく、また、当事者の承認するものである必要もないということを確認した。監護に関するオーダーには、居所指定、子との面接交渉、

子の扶養、その他のものが含まれる（連邦家族法第64条のB（s 64B））。しかしながら、連邦家族法第61条のD（s 61D）によって、これらのオーダーで、父母の責任を変更することについては制限が加えられている。たとえば、旧制度での監護オーダー（Custody Order）では、子どもに関する日々の事柄について判断を下す責任が付与されていたが、居所指定オーダーには、そういった事柄までは含まれていない。したがって、子どもの日々の行動に関する判断については、連邦家族法第61条のC（s 61C）との整合性のため、それぞれ個別にオーダーを得ることが必要とされる。このような変更に伴い、子どもが常時生活を共にする者に対して、子どもの日々の行動に関する判断権限を付与し、状況に応じて、子どもの長期の監護、福祉および成長に関する責任（かつては後見（guardianship）という表現が使用されていた）については、単独または共同での行使とするといったような慣例が定着してきた。

裁判所が、監護に関するオーダーを決定する際には、子どもの最善の利益が最優先に考慮されなければならないと規定されている（連邦家族法第65条のE（s 65E））。もちろん、考慮されるべきものはこれのみに限らないが、仮に、他に考慮すべき事項（たとえば、父母の権利または利益など）があったとしても、子どもの最善の利益を促進するという判断に対しては、他の考慮事項は譲歩を余儀なくされることはいまでもない。連邦家族法は、続けて、子どもの最善の利益の内容についての判断を裁判所が行う際の基準を、第68条のF第2項（s 67F（2））で列挙している。ここに規定されている事項は、必要的考慮事項ではあるが、必ずしも網羅的なものではなく、列挙の最後の項目で、「その他、裁判所が適切と考える事実または状況。」という表現で包括的規定が置かれている。

子どもの養育に関するオーダーを下す際には、何らの法律上の推定（presumptions）も働かないという考え方が、長期にわたってオーストラリア家族法で採用されてきた原則である。これは、連邦家族法第65条のD（s 65D）および第65条のE（s 65E）の規定上、裁判官に非常に広範な裁量権が付与されているということの意味する。裁判官の役割として、自分が判断を下す際に、関連するあらゆる証拠を比較衡量することが求められているわけである。したがって、母性優先主義、長期にわたる主たる監護者尊重の原則、または、子どもの意思尊重の原則といったことで、自動的に判断の際に有利になるという考え方は採用されていない。しかしながら、オーストラリアでは、一般に母親に好意的な傾向が存在するといわれている。統計的にみても、別居後の子どもの第一義的な監護者となるのは、父親よりはるかに母親の方が多いということがはっきりと示されている。ただ、このような結果となるのは、連邦家族法第68条のF第2項（s 68F（2））に列挙されている項目に、父母と子どもの関係の性質および子どもを父母から引き離すことにより生じる影響という二つの要件について裁判官が必ず考慮しなければならないということが、その理由であるのは明白である。オーストラリアでは、伝統的な男女の就労形態が変化しているにもかかわらず、いまだに、母親は父親と比べて、その就労機会を犠牲にして子どもの第一義的な監護提供者となる場合が多いということである。心理学の論文では、多くの場合、子ども

には第一義的に愛情を注ぐ人物が存在し、その者から引き離されると、子どもは大きな喪失感を持つことになる」と指摘されている。家庭裁判所はこの考え方に注意を払っているのである。安定性と継続性が子どもの福祉の向上にとって有益であるという考え方が一般に受け入れられているのである。したがって、第一義的な監護者であるということで、法律上の推定が働くわけではないが、これに対抗する他の有力な要因がない限り、子どもの監護・教育に関する判断に際し重大な影響力を持つということである。

2 オーストラリアにおける親権・監護権法制の概要

(1) 親権・監護権法制の変遷

オーストラリアにおける家族法制は、主に1975年連邦家族法とその改正法により規律されている。1986年から1990年の間に、各州の政府は、監護、後見、面会、子の扶養に関する立法権限を連邦に委ねたため、結果として子の監護、扶養に関し、オーストラリア全体で統一した取り扱いとなっている。(ただし、婚姻法 (Marriage Act 1961(Cth)) と、子の扶養に関する2つの法「子どもの養育費〈登録および徴収〉に関する法律 : Child Support (Registration and Collection) Act 1988」、「子どもの養育費〈算定〉に関する法律 : Child Support Collection Act 1988」は、別途定められる。)

1996年、連邦家族法の第7章(第60条B第1項【s 60B(1)】以下)が改正された。その内容は、後見、監護、面接交渉などに関する考え方の転換である。具体的には、監護 (custody) や、面会交流 (access) の用語を削除した。それに代わって、両親の別居後、子どもに関する権限と責任について双方の親に帰属することを前提とする用語へと変更された。

また、2006年の改正法(共同親責任) : the Family Law Amendment (Shared Parental Responsibility) Act により、子どもが暴力や虐待から保護される必要がない限りは、両親がそれぞれ子どもの生活に関わりを持つことの重要性が強調され、その結果、子と別居親との関与を促進することにつながった。とくに60条B第1項は、この法の目的として次のように規定された。

60条B(1)

本章の目的は、以下によって子どもの最善の利益を実現することである。

- a 子ども最善の利益に適う限りにおいて、両親が最大限、子どもの生活に有意義な関わりを持つことによる利益を子どもに確保すること
- b 子どもを、虐待、ネグレクトもしくは家庭内の暴力、またはその暴力を見聞きすることによって、身体的あるいは精神的な危害から保護すること
- c 子どもが潜在的な能力を発揮できるよう、十分かつ適切な養育を受けられることを確保すること
- d 両親が、子どもの世話、福祉及び成長発達に関する義務を果たし、責任を担うことを確保すること

さらに、2011年には、家族内の暴力を考慮した改正法：The Family Law Legislation Amendment (Family Violence and Other Measures) Act 2011 が成立し、2012年6月より施行されている。子どもの監護に関わる主な改正点は、以下の通りである。

4条AB：家族内暴力 family violence の定義を新しくし、社会的、経済的に支配する行為や、子どもを family violence に晒すことも family violence だとした。

4条(1)：虐待 abuse の定義を広げた。その範囲に、深刻なネグレクトや子どもに深刻な精神的被害を引き起こすことも含まれるようになった。後者には、子どもを family violence に晒すことも含まれている。

60条CC(2A)：子どもの最善の利益を決定する際に、優先的に考慮すべきこととして、子どもを family violence や family violence に晒されることから保護するといった「子どもの安全」の視点を導入した。

60条CC(3)(c), (4), (4A)の削除：子どもの最善の利益を決定する際に、付加的に考慮すべきこととされていた「friendly parent」条項を廃止。

60条CC(3), (ca)：子どもの最善の利益を決定する際に、付加的に考慮すべきこととして、子どもに対する扶養義務を、どの程度果たしたか、果たしてこなかったかという点を導入する。

60条c(3)(k)：子どもの最善の利益を決定する際に、付加的に考慮すべきこととして、その家族構成員に対して出されている family violence に対する保護命令の状況を考慮する。

60条D：60条Dで定める子どもの最善の利益に関わるアドバイザーの義務として、対象者に子どもの最善の利益を実現するために、子どもがネグレクトや暴力を受けることや暴力に晒されることによる危険から保護されるよう促すこと。

117条ABの廃止：裁判所は、虚偽の主張や証言をしたことに対して、支払い命令を出すよう強制されない。

以下では、親権（親責任）の具体的内容について詳述する。

(2) 親権に服する者

未成年子、すなわち、18歳未満の子ども（成年年齢は18歳）。

18歳未満の者が法律上の婚姻 (marriage) をしたりまたは事実上のパートナーシップ関係 (de facto relationship) を形成したことにより子（ども）養育命令は効力を失う（第65条G）。

(3) 親権者（親責任を有する者）

未成年の子ども（18歳未満）の法的な父母は各々、原則として親責任を有する（第61条C第1項）。

実親 (OR 父母) は子どもの出生時に、養親 (OR 父母) は養子縁組時に（第61条E）、親責

任を負担する。親責任は子どもが成年（18歳）に達した時に消滅する。また、裁判所による許可の下で養子縁組が行われた場合、実親（OR 父母）は親責任を失う（第60条G）。

親責任を有する者は複数存在し得る。父母以外の第三者も、養育命令（parenting order、第64条B）および養育計画（parenting plan、第63条C）により親責任の一部または全部を負担することができる（養育命令・養育計画の詳細は後述）。親族以外の第三者に対して合意命令によって親族以外の第三者に親責任（の一部または全部）を付与する場合、原則として、合意当事者が家族コンサルタントとのカンファレンスにおける議論を行った上、コンサルタントによる報告を裁判所が考慮して命令を行わなければならない（第65条G）。

（4）親権者の変更

子どもと法律上の実親子関係を有する者は、子の出生から成人まで、原則として親責任を負担する。ただし、養育命令および養育計画において、父母以外の第三者も含めて、誰が子どもの親責任を有するかを取り決めることができる（詳細は（2）参照）。

（5）親権の内容

連邦家族法第61条Bは、親責任を「父母が子どもに関して法律上有する全ての義務、権能、責任および権威」と定義する。ただし、その具体的内容について明確なリストを示しておらず、コモン・ローおよび関連制定法に委ねているとされる。学説は、コモン・ローに拠りつつ、子どもに住居を提供すること、子どもと面会交流すること、子どもの教育、宗教、氏名、食事等の日常的な世話に関して決定すること、子の扶養や財産管理を行うこと等の義務・権能等を挙げている。

親責任を有する者が複数存在する場合、各々の親責任の行使の態様について、養育命令（第64条B第2項第c号、同条C）および養育計画（第63条C第2項第c号、同条C第2項A）により、具体的に取り決めることができる。

特に養育命令により、父母の平等な均等な共同親責任（equal shared parental responsibility）が取り決められた場合、父母は子どもの重要な長期的事項（major long-term issue）に関して、協議の上、共同で決定しなければならない（第65条DAC第1・2項）。子どもに関する重要な長期的事項とは、子どもの世話、福祉および成長発達に関する長期的な性格を有する事項であり（第4条1項）、具体的には、子どもの（現在および将来の両方における）教育（同項第a号）、子どもの宗教および文化教育（第b号）、子どもの健康（第c号）、子どもの名前（第d号）、子どもが一方親と時間を共に過ごすことを著しく困難にするような子どもの居住状況（OR 住生活 OR 生活状況）の変更（第e号）等がこれにあたる。

これに対して、養育計画および養育命令による取り決めのない場合の親責任の行使の態様については、連邦家族法上に明確な規定がない。しかし、裁判例上（OR 判例法上）、父母は各々親責任を単独で行使できる（例えば、子どもに関する様々な決定を単独で行うことが

できる)と解されている (Goode v Goode(2006)36 Fam LR 422, 434.)。

(6) 親権停止

養育命令により、父母の親責任の一部または全部を奪うことができる。具体的には、養育命令にその旨を明記する場合、または、養育命令の実現に必要な場合、父母は親責任を失う。

なお、後者の場合については、養育命令の効力に関する次の点に留意する必要がある。すなわち、後述するように、養育命令は子どもの同居者 (OR 子どもが誰と共に暮らすべきか) 等の監護養育の具体的な態様について取り決めることができる。その取り決めは、命令が定める措置の実現にとって必要な権利義務を父母その他第三者に付与する効力を伴う (第 61 条 D 第 1 項)。しかし、そうして付与される権利義務は、あくまで当該措置の実現に必要な限りにとどまるものであり、父母が有する親責任のその他の内容に影響を及ぼすものではない。

4 別居および離婚の際の子に関する効果

(1) 別居制度

オーストラリアにおける離婚 (divorce、連邦家族法第 48 条) は、回復しがたい破綻を唯一の離婚原因とする。回復しがたい破綻の認定は、少なくとも 12 か月間にわたる継続的な別居 (separation) の事実の証明をもってのみ行われる。

連邦家族法上、別居それ自体は、父母と子どもの法的関係に直接影響を及ぼすものではない。前述の通り、子どもの父母は各々、子どもが 18 歳に達するまで親責任を有する。このことは、父母間の別居 (OR 離別) および離婚によって変更されない旨が明記されている (第 61 条第 2 項)。この規定は、1995 年改正法により、「親責任」概念の創設に伴って設けられた。すなわち、親責任は、別居 (離別)・離婚後の父母による子どもの共同養育の理念を示す概念である。そして、1995 年法改正および 2006 年法改正を経た現在の連邦家族法は、そうした父母の共同親責任・共同養育を前提とし、その具体的な態様の調整の手続的枠組みとしての性格を色濃くしている。すなわち、親責任・養育態様の調整を必要とする典型的な場面として、父母の別居 (離別)・離婚を想定しながら、子どもの監護養育措置を取り決める制度として養育命令および養育計画を用意し、その手続内容について詳細に定めている。

こうした離別・離婚後の共同養育推奨の理念は、例えば、養育命令における裁判所の判断枠組みをめぐっても明確に規定されている。裁判所は、養育命令を行う際、子どもの最善の利益を至高の事由として考慮しなければならない (第 60 条 CA)。1995 年改正法および 2006 年法は、子どもの最善の利益の具体的な判断指針として、子どもの最善の利益の具体的な構成要素を、2 つの主要な事由と 13 の付加的な事由とに分けた上で、主要な事由の一つとして、子どもが父母双方との有意義な関係を有することによる恩恵を挙げている (第 60 条 CC 第 2 項第 a 号)。もう一つの主要な考慮事由は、子どもを暴力から保護すること (同項第

b号)であり、子どもを暴力の危険から守ることができる限りにおいて、父母の共同養育は子どもの利益に適うという方向性を示している。

また、子どもの最善の利益をめぐる判断指針として、連邦家族法第7章の目的および基本原則が創設された(第60条B)。すなわち、同章の目的として、父母双方が最大限、子どもの生活に有意義な関わりを持つことによる恩恵を子どもが享受することの確保することが掲げられる(同条第1項第a号)と共に、同章の基本原則として、子どもが権利、父母双方の世話を受ける、および、父母と面会交流を行う権利や父母の共同養育責任が規定されるに至っている(同条第2項第a号、第b号、第c号)。

(2) 離婚制度

父母は離婚後も「親責任」を離婚前と同様に維持することになる(第61条第2項)。

子の監護養育措置の取り決めについては、離婚手続と養育命令・養育計画の締結が離婚と当然に連動するものではない。

ただし、「その家族の子ども」がいる夫婦の離婚命令の効力発生条件として、裁判所は、その子どもの世話、福祉および成長発達に関する適切な措置の取り決めの存在を確認しなければならない(第55条A)。ここでいう措置の取り決めとは、養育命令・養育計画である必要はない。

(3) 親権者の決定

離婚後も父母の有する「親責任」は継続する(第61条C第2・3項)。ただし、養育命令および養育計画によって、親責任の付与割当を定めることができる。

(4) 監護に関する事項

養育命令および養育計画は、親責任および子どもの世話、福祉および成長発達に関する一切の事項について取り決めることができる(養育命令について、第64条B、および、養育計画について、第63条C)。具体的には、親責任の付与割当(第c号)の他、子どもが共に暮らす(live with)べき人物(第a号)、子どもが他者と共に過ごす時間(spend time with)(第b号)、複数の親責任者間における親責任の負担を果たす上での協議の形態(第d号)、子どもが他者と行うべき通信(communication)(第e号)、子どもの扶養(第f号)等である。このうち「子どもが共に暮らす」・「子どもが共に時間を過ごす」・「通信」は、2006年改正法により、従来の「居所(residence)」および「面会交流(contact)」に替えて導入された概念である。ただし、「子どもが共に時間を過ごす」は「面会交流」の完全な代替概念ではなく、共同養育推進の理念の下、従来の居所(包括的監護)／面会交流(限局的監護)という区別を横断する(OR超越する)中立的な概念として位置づけられている。

2006年改正法は、特に父母の離別時における監護養育の具体的態様として、子どもが父母各々とどのように共に暮らし、あるいは、時間を共に過ごすべきかを養育命令において定

める場合、裁判所は父母の共同養育による子どもの利益を重視した判断枠組みに従うべきことを、次のように定めた。

すなわち、裁判所は養育命令を下す場合、まず、父母の均等な共同親責任は子どもの最善の利益に適うという推定の適用の是非を判断しなければならない（第 61 条 DA）。そして、その結果、当該推定を適用して父母の均等な共同親責任を命令する場合、次に、子どもが父母各々と共に過ごす時間（OR 父母の養育時間）の配分について、父母が各々半分ずつ時間を分担する（OR 時間を均分する、平等に分ける）ことを命令することの是非を判断しなければならない（第 65 条 DAA）。その判断基準としては、まず、当該措置が子どもの最善の利益に適うことが問題となる。そして、この基準を充足した場合、次に、当該措置が合理的に実現可能であること（reasonable practicability）を確認し、この基準を充足した場合に、当該措置の命令を行うか否かを検討する。もし、こうした父母間の時間の均分を命令しない場合、次に、子どもが父母各々と「十分かつ重要な時間（substantial and significant time）」を共に過ごす措置を命令することを、前述の判断プロセスに従って検討しなければならない。

以上の判断における基準となる、「子どもの最善の利益」の内容について、2006 年改正法は、二つの主要な考慮事由のうち一つとして、「子どもが父母双方との有意義な関係を有することによる恩恵」を据えたことは前述の通りである。もう一つの基準である、措置の「合理的な実現可能性」がこれに対してどのような意味を持つか、裁判例における判断の蓄積が進みつつあるところである。

参考

* 子どもと共に過ごす時間に関する養育命令に関しては、次のように規定されている。

「……裁判所は、双方の親と同じ長さの時間を過ごすことが子どもの最善の利益に適うか、またそれが実現可能か、を検討し、それが適えば、両親がそれぞれに「平等な時間を過ごす」内容の養育命令を下す。」（65 条 DAA(1)）

「裁判所が、養育命令において平等な共同親責任を有することを定めるのに、同じ長さの時間を過ごす命令を行わないなら、(次の段階として)「十分かつ重要な時間（substantial and significant time）を共に過ごす」ことについて検討しなければならない。検討すべきことは、それが子どもの最善の利益に適うか、またそれが実現可能かどうかである。両者が適えば、両親がそれぞれ「十分かつ重要な時間を共に過ごす」内容の養育命令を検討する。」（65 条 DAA(2)）

* 「十分かつ重要な時間 substantial and significant time を共に過ごす」の意味に関しては次のように規定されている。

「……当該親子が過ごす時間が、週末や休日とそれ以外の日の両方が含まれること。当該父母が、子どもの日常生活と子どもにとって重要な行事やイベントの両方に参加できて

いること。当該父母にとって重要な出来事やイベントに、子どもが参加できていること。」
(65条DAA(3))

* 「実現可能」についての考慮すべき事項に関しては次のように規定されている。

「・・・裁判所は、両親がそれぞれ同じ長さの時間を子どもと過ごすことが実現可能か、および、十分かつ重要な時間を共に過ごすことが実現可能か、を判断する際、以下の事項について検討する。

- ・父母がどの程度離れて暮らしているか
- ・父母がそれぞれ、現在また将来にわたって、「同じ長さの時間を過ごすこと」、あるいは、「十分かつ重要な時間を共に過ごすこと」について、それらの取り決めに実現することが可能かどうか。

- ・父母間で連絡を取り合う現在および将来の可能性。また、子どもに関する取り決めに遂行する際に生じる問題を解決する現在および将来の能力。

- ・当該取りきめが、子どもに対して与える影響
- ・その他、裁判所が関連すると考える事由

(65条DAA(5))

(5) 面会交流

2006年法改正により、「面会交流 (contact、1995年法改正により導入)」概念は廃止され、代わりに、「時間を共に過ごす (spend time with)」および「通信 (communication)」という用語をもって表現されるようになった。ただし、この「時間を共に過ごす」は、従来の局限的な面会交流そのものを表す用語ではないことは(4)で説明したとおりである。

(6) 養育費

オーストラリアでは、1970年代からの一人親世帯の急増とその貧困問題を背景として、1988年に養育費に関する制度が導入された。この制度の導入は、子の扶養に関する二つの法(子どもの養育費〈登録および徴収〉に関する法律: Child Support(Registration and Collection)Act 1988、子どもの養育費〈算定〉に関する法律: Child Support Collection) Act 1988)によるものである。また、養育費に関しては、「子どもの養育費ための機関 (Australia's Child Support Agency)」が査定と徴収について担当してきた。なお、CSAは、導入時は国税庁内に設置されていたが、1998年に、家族・地域サービス省に移管されたのち、2011年7月からは、統合された社会福祉省 (department of human services) にサービスそのものが移管され始めている。

父母は、離別の際、養育費について取り決める必要がある。当事者間の合意のほか、CSAによる査定、裁判所命令によることも可能である。ただし、子育て家庭に支給される家族税手当 (Family Tax Benefit) について、一定の基準額を超える給付を受けている場合は、

CSAによる査定が義務づけられる。

CSAでは養育費の査定と徴収を行っているが、一方のみを利用することも可能である。たとえば、CSAによる査定を受け、それをCSAに登録するが、支払いについては当事者間で行う場合もあれば、CSAによって査定を受け、それをCSAに登録し、登録された養育費についてCSAが支払い義務者から徴収し、権利者に送金する場合もある。また、当事者間で取り決め、支払いについても自主的に行う場合であっても、CSAで情報提供のみを受けることもできる。なお、裁判所命令や当事者の自主的な取り決めであっても、CSAへの登録は可能で、徴収サービスを受けることもできる。

養育費の算定は、導入当初は、いわゆる「所得パーセント方式」によるものであったが、2006年から2008年にかけての養育費制度の改革後、「所得シェア方式」に変更された。この2006年から2008年にかけての改正は、2006年の家族法改正による共同親責任の考え方の導入によってもたらされたものである。具体的には、両親ともに養育費の支払い義務者と考えられるようになった。また、別居親による子どもの養育時間を考慮し、子どもと過ごす時間が算定において考慮されるようになった。従来は、子どもの養育時間が30%以上の場合にのみ養育費の算定で減額の考慮要素となったが、新方式では、14～30%の場合についても、減額される。（この結果、CSAのデータによると、2008年から2009年の間に、支払い義務額が減少に至っている。）たとえば、具体的な算定公式において、子育て費用の算定式があるが、1年間の宿泊日数が51日以下では子育て費用のコストを支払った実績とはならないが、52日から127日では24%、238日から313日では76%が、子育てコストの支払い実績として算定されるなど、子どもの宿泊日数によって細かく算定される。さらに、再婚家庭における子どもの養育責任についても配慮される算定方式となった。

なお、徴収については、CSAによる徴収の場合、義務者からCSAに養育費が支払われる。義務者から支払いがない場合には、給与からの自動天引きや銀行口座からの引き落としが認められている。CSAの徴収サービスの利用には費用はかからず、徴収された全額が権利者に振り込まれる。

3 オーストラリアの法制度の概観（担当：小川富之）

（1） 法制度

オーストラリアは南半球にある面積約760万平方キロメートルの世界最小の大陸で、日本のほぼ真南に位置し、約20倍の領土で、人口が10分の1程度の国である。1770年にキャプテン・クックにより発見され、イギリスの領有宣言後、1788年にフィリップ大佐一行がシドニー湾に入植以来1988年で入植200年、1901年にイギリスの議会制定法であるオーストラリア憲法により設立された、まだ歴史の短い若い国である。

オーストラリアの現在の元首はエリザベス 2 世で、旧英連邦（現在はブリティッシュ・コモンウェルスと呼ばれる）の一員であり、法体系的には、コモンロー（Common Law）とエクイティー（Equity）というイギリス法を継受する判例法の国であるが、連邦および州議会により成文法（Act）も多く制定されている。

オーストラリアは連邦制をとっており、クィーンズランド州、ニューサウス・ウェールズ州、ビクトリア州、サウス・オーストラリア州、タスマニア州、ウエスタン・オーストラリア州の 6 つの州と、首都キャンベラのあるキャピタル・テリトリー、ノーザン・テリトリーという二つの準州から構成されている。連邦政府の他に、それぞれの州には州政府があり、それぞれが独立した司法・立法および行政権を有している。

（２） 家族法—婚姻・離婚法を中心に

① 家族法の位置づけ

オーストラリア家族法の法源は多岐にわたっている。これは、オーストラリアが連邦国家であることから、その管轄権が複雑であるという理由のみによるものではない。もちろん、連邦制を採用していることで、立法権が連邦政府と州政府に分かれていることは事実である。連邦政府の立法権の及ぶ範囲については、オーストラリア憲法に列挙されており、その範囲内の制限的なものとされている。ただし、本来は州政府の有する立法権限の範囲であっても、州政府から連邦政府にその権限を委ねることが認められている。憲法では、家族法の主要な二つの領域に関する連邦立法権限に関して次のように規定している。

オーストラリア憲法第 5 1 条 連邦議会の立法権の及ぶ範囲は……次のとおりである。

（中略）

第 2 1 項 婚姻

第 2 2 項 離婚および婚姻事件：これらに関連して、子どもの親権、監護権および後見。

（以下略）

連邦政府は、1959 年まで、家族法に関しては何らの立法も行っていかなかった。オーストラリア憲法上、連邦法が存在しない領域については州政府が独自に法律を制定することが認められている。したがって、1959 年までは、「家族法」に関する紛争は各州の最高裁判所が審理することとなり、州によって事件が異なった扱いを受けるといった事態が生じていた。1959 年に、それまで州によって区々であった離婚原因を統合する「連邦婚姻

事件法 (The Matrimonial Causes Act 1959 (Cth) 以下「婚姻事件法」という)」が制定され、オーストラリアにおける初めての統一法が連邦法という形で制定されることとなった。これに続いて、1961年には、「連邦婚姻法 (The Marriage Act 1961 (Cth)、以下「連邦婚姻法」という)」が制定された。この法律は、その名の示すとおり、各州の婚姻法を統合するものである。1975年には、「連邦家族法 (現行法) (The Family Law Act 1975 (Cth)、以下「連邦家族法」という)」が制定され、それまでの「婚姻事件法」は廃止され、従来の離婚原因が見直され離婚法は抜本的に再編されることとなった。この連邦家族法では、子ども、扶養および離婚財産分与その他の規定の整備も行われた。また、この連邦家族法の制定の重要な成果として、家事に関する全ての事件を専門に扱うオーストラリア連邦家庭裁判所が創設された。また、1980年代になって、連邦議会によって子どもの養育費に関する立法等が行われたことも注目される。

このように連邦による立法が行われてきたが、オーストラリア全土で家族法を真の意味で統一するには、更なる努力が必要とされた。オーストラリア憲法では、連邦議会の立法権に関して、「婚姻」および「離婚」と規定されており、その文言の厳格な解釈から、婚姻関係に無い両親の間に生まれた子ども (婚外子) に関する法律を制定する権限は制限されている。この結果、異なる二つのカテゴリーを子どもに認めることとなり、それぞれ異なる法律が適用されることとなった。このような不都合を回避するために、西オーストラリア州を除く全ての州は、1986年から1990年にかけて、自州が有する子どもに関する立法権限を連邦に対して提供した。この結果、今日では、婚外子を含め家族に関する事件はオーストラリア連邦家庭裁判所において連邦家族法により審理されることとなった。ただし連邦家族法では、各州が独自の家庭裁判所を設けることを認めており、現在のところ、西オーストラリア州が唯一、州として、この家庭裁判所を有している。この西オーストラリア州の西オーストラリア州家庭裁判所は、オーストラリア連邦家庭裁判所の創設と時を同じくして創設され、家族に関する全ての連邦法および州法の事件に関して管轄権を持つこととなった。オーストラリア全体としての統一性を図るため、西オーストラリア州は、婚外子に関して連邦家族法と同様の内容を有する州法を規定しており、実質的には、オーストラリアには統一家族法が存在していると考えられる。

連邦家族法の領域の外に置かれているものの中では特に、婚姻関係にない男女の財産と扶養の問題が重要である。これらのデファクト・カップル (De Facto Couple) に関しては、比較的最近まで、財産法の一般原則に従った扱いがなされており、適切な処理がなされているとは言い難かった。事実婚 (同性婚を含む) の増加にともない、扱いの不公正 (不公平) が顕著な問題として浮上してきたことから、各州および準州では、連邦家族法の対象とされる婚姻関係にある夫婦に対して提供される救済と同様な救済を提供するための立法を行うようになってきた。その後、各州および準州は、連邦政府に対して、州の「デファクト・リレーションシップス・アクト (事実婚保護法 : De Facto Relationships Act)」の統一を図るために、デファクト・カップルに関する立法を行うような要望を行うように

なってきた。現在、いくつかの州においては、異性間のデファクト・カップルおよび同性間のデファクト・カップルを対象とする立法を行っているが、連邦政府はこのような方向性に対しては消極的な態度を示している。現段階では、いくつかの州および準州では、既に、連邦政府に対して、この領域の立法権限の行使を促す正式な手続を進めている。連邦政府が、同性間のデファクト・カップルに対して消極的な態度を示しているので、州政府としては、異性間のデファクト・カップルと同性間のデファクト・カップルを分けて、仮に、同性間のデファクト・カップルに関して、連邦の立法権限の行使が認められなかったとしても、異性間については、連邦の立法権を行使するよう、その要望を分離するようになってきた。この場合、同性間のデファクト・カップルについては州の立法によるということになる。現段階では、デファクト・カップルに関する立法権限は、全て州の権限とされるのか、連邦政府が、州の提言を受け入れて独自の立法権限を行使するのかはまだ不透明のままである。

② 婚姻法

オーストラリアにおいて、婚姻とは異性間の関係で、一夫一婦制であり、自由意思に基づくものであると一般に定義されている。同性間の婚姻はオーストラリアでは認められていない。婚姻の定義から必然的に導き出される関係だけが、法律上の婚姻として扱われることになり、それ以外の関係は婚姻とはされない。いうまでもなく、婚姻に該当しない関係は、当然、裁判所の扱いにおいても、婚姻からは除外されることになる。このような関係は、婚姻としては無効であり、はじめから何らの効果も生じないと解されている。オーストラリアの連邦婚姻法では、婚姻の定義に続いて、虚偽の婚姻の無効についての規定をおいている。これらの規定は、婚姻の定義のまったく逆の方法で明記されている。連邦婚姻法第23条のBによると、次のような場合には、婚姻は無効であるとされている。

- ・ 婚姻の際に、当事者のいずれか一方が、既に婚姻関係にある場合（重婚）
- ・ 婚姻当事者が、「婚姻禁止親等」内にある場合（近親婚の禁止）
- ・ 婚姻が、婚姻成立の形式的要件（著者注：婚姻の儀式の挙行）を欠く場合
- ・ 当事者のいずれか一方の婚姻に対する合意が、錯誤、詐欺または強迫によるもので、真意でない場合（当事者の同一性を誤ったり、婚姻の儀式の性質を誤ったりしている場合）、または、判断能力を欠く場合
- ・ 当事者のいずれか一方が婚姻適齢に達していない場合

オーストラリアでは、重婚は無効であると規定されており、一夫一婦制の採用が宣言されている。近親婚の禁止に関しては、一定範囲の近親者の婚姻を無効と規定し、直系血族間（たとえば親と子の間、祖父母と孫の間）、全血であると半血であるとを問わず兄弟姉妹間で、この間の婚姻がそれぞれ近親婚として禁じられている。これらの近親婚が禁じられる関係は、養子縁組による場合でも適用され、その養子縁組が無効または取り消された場合

であっても同様とされる。婚姻成立には原則として、マリッジ・セレブラント (Marriage Celebrant) による儀式の挙行が必要とされているが、婚姻の儀式が権限を有しないマリッジ・セレブラントによって挙行された場合であっても、当事者のいずれか一方が、そのマリッジ・セレブラントが権限を有すると信じていたときには、その婚姻の有効性は維持されると規定されている。したがって、婚姻が無効とされるのは、婚姻の儀式を挙行するマリッジ・セレブラントが権限を有しておらず、その事実を婚姻当事者双方が認識していた場合に限られる。しかしながら、婚姻する当事者の立会いの下で儀式が挙行された場合であれば、必ずしも権限を有するマリッジ・セレブラントがその儀式を挙行する必要は無いという判決が下されていることには注意を要する。当然のことながら、オーストラリアでも当事者の自由意思に基いて婚姻の合意が形成されることが要求されており、いずれか一方の合意が自由意思を欠いている場合には、その婚姻は無効とされる。婚姻最低年齢は、婚姻の儀式を挙行する時点で、男女ともに18歳に達していることが要求される。しかしながら、「例外的かつ特別」な場合には、当事者の一方（のみに限る）が、16歳以上であれば、裁判所は、その婚姻を許可することができる。とされている。「例外的かつ特別」な場合とされるのは、18歳に満たない当事者である女性が妊娠している場合と、文化的伝統に基く場合の二つの事例である。

③離婚法

オーストラリアで初めて離婚を承認する法律が制定されたのは、1858年のことであった。この当時、離婚原因とされていたのは、唯一、不貞行為のみであった。19世紀の後半から、20世紀へと時代が進むにつれて、離婚原因の範囲は徐々に拡大されていき、1975年連邦家族法の前身である、1959年連邦婚姻事件法では、14の離婚原因が列挙されていた。この中には、有責性の要件を必要としない離婚原因として、5年間の別居が含まれていた。この離婚原因には、相手方の同意は要求されていなかった。この5年間の別居という離婚原因があれば、それだけで離婚が認められていたかという点、必ずしもそうではなかった。裁判所には、離婚請求を阻却する権限と義務があり、たとえば、離婚を認めることが公共の利益に反するような場合や、相手方当事者が過酷な状況に置かれるといったような場合には、離婚は認められていなかった。この5年間の別居という離婚原因は、再婚を希望する当事者にとっては、長期間にわたり再婚を待たなければならないということになり、あまり歓迎されていなかったようである。早期に離婚を望む場合には、むしろ相手方の有責性を争うという選択が好まれ、また、別居についてもあまり好ましくない慣例を生じさせることにもなっていた。たとえば、探偵を雇って相手方の不貞行為を探らせたり、相手方と共謀して、長期にわたり婚姻が破綻していると虚偽の証言をしたりすることを奨励する者も現れていた。

1973年に、当時の司法長官 (Attorney-General) ライオネル・マーフィー氏 (Lionel Murphy) は、有責主義的な離婚原因の全てを規定から除外することを含めて、家族法を全

面的に見直す革新的な法案を国会に提出した。司法長官が改正を求めた根拠は、その当時、一般の人々も、また、法律実務家も「有責主義的離婚原因は・今日の基準・には適合しなくなっており、むしろ障害ですらあり、不必要に費用のかかるものとなっている」と考えているということであった。司法長官の改正案の意図するところは、「……回復の見込みのない程度にまで破綻した婚姻関係は、その内容を外部に公表することなく、また、より費用のかからないような手続で、威厳を保ちつつ簡易に解消することを可能とするべきである」ということであった。この改正に関しては、白熱した議論が戦わされ、離婚を承認するのに要求される別居期間がその中心の争点であった。「あまりに手軽で簡単な離婚を認めてしまうと婚姻制度の意義を失わせ、家族の安定を損なうことになるのではないかという懸念」が改正に反対する人々の考え方であった。

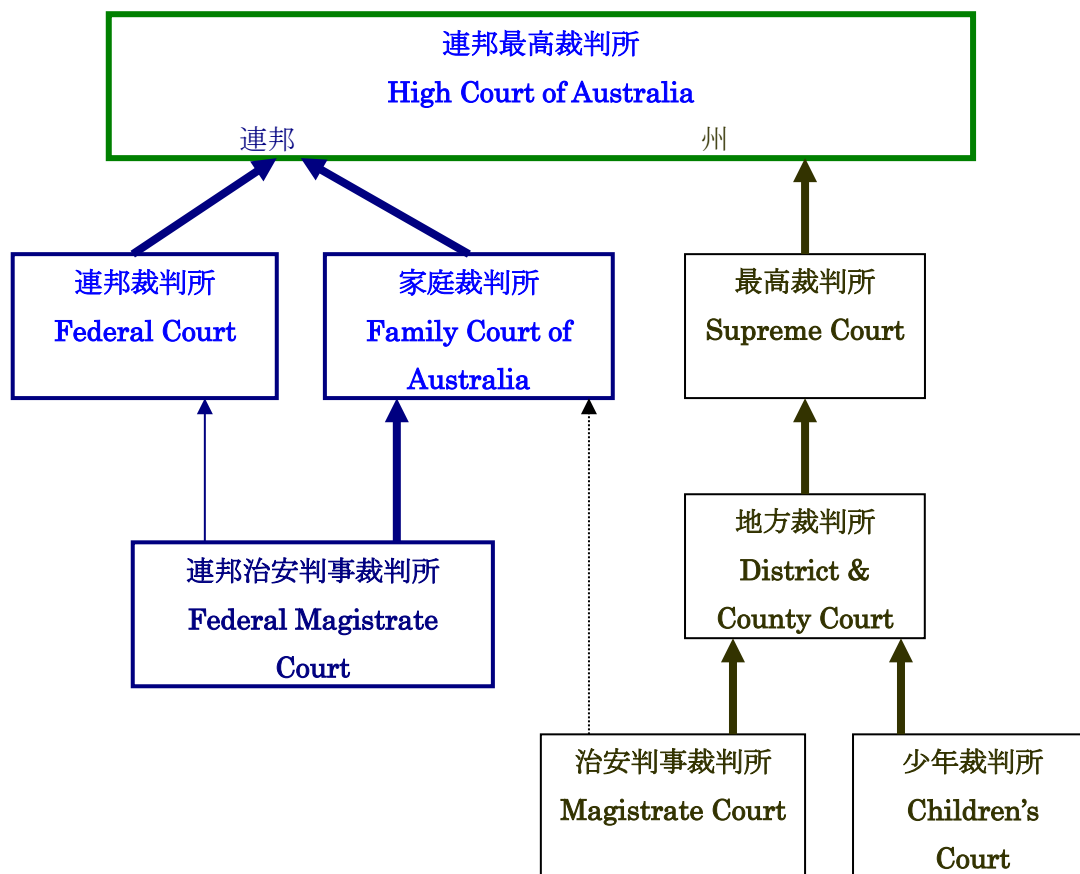
オーストラリアの離婚法は革新的に変更され、唯一の破綻主義的離婚原因として、回復の見込みのない婚姻破綻が規定されることとなった（連邦家族法48条1項（s 48（1）））。離婚申立ての時点で現実に別居しており、その別居が12か月間継続しているという事実によって、この婚姻破綻を立証することができることとなった（連邦家族法48条2項（s 48（2）））。連邦家族法では、この別居に関して、明確に「片務的でも可である」と規定し、相手方の意思にかかわらず別居の認定がなされるという内容になっている（連邦家族法49条1項（s 49（1）））。このように破綻主義を徹底する一方でできるだけ夫婦の和解を促進するために、一般に『キス・アンド・メイクアップ（Kiss and Make-up）』条項と呼ばれる規定も盛り込まれている。この規定により、3か月未満の期間に限ってはあなが、それまで継続した（離婚のために必要な）12か月間の別居期間の算定に影響を及ぼすことなく、婚姻生活の再開を試みる事が認められている（連邦家族法50条（s 50））。この12か月間の別居期間が経過すると、当事者の一方（または双方）は、離婚請求の申し立てをすることが認められ（連邦家族法44条1項のA（s 44（1A）））、当事者間に争いのない場合で、未成年の子がいなるときには、当事者が裁判所に出頭することなく、離婚の判決を求めることも可能とされている（これは、一般に「郵便」離婚と呼ばれている（連邦家族法98条のA（s 98A））。離婚原因が立証され、他の手続的な要件も整っている場合には、同居を回復する合理的な可能性のない限り、裁判所としては離婚の判決を下さなければならないとされている（連邦家族法48条3項（s 48（3）））。

夫婦が軽率に離婚をすることを避けるために、連邦家族法は、婚姻して2年未満の者からの離婚の請求については特別な手続的要件を課している。これに該当する者が離婚を求める場合には、カウンセラーまたはカウンセリング団体のカウンセリングを受けて、和解の可能性を十分に検討したという証明書の交付を得て、それを添付した上で離婚の申立てを行うことが要求されている（連邦家族法44条1項のB（s 44（1B）））。特別な事情がある場合（たとえば、夫婦の一方が失踪している場合など）は、前述の証明書の添付がなくても、離婚についての審理を行うことを容認する規定が設けられている（連邦家族法44条1項のC（s 44（1C）））。

別居の時点で、夫婦と同居する18歳未満の子（ども）がいる場合には、その子（ども）の監護、福祉および生育に関して、夫婦間で適切な取決めがなされていることを裁判所に提示しなければならないとされている。裁判所は、これを受けて、その取決めの効力の発生を宣告することとなる。裁判所による、この効力発生への宣告は、離婚オーダー（Divorce Order）の効力発生への前提条件とされている（連邦家族法55条のA（s 55A））。この子（ども）の保護のための規定の及ぶ範囲は、夫婦の実子や養子に限られず、「その家族の子（ども）として」夫婦によって育てられている全ての子（ども）にも拡張されている（連邦家族法55条のA第三項（s 55A（3）））。この規定は、必ずしも、子（ども）の養育費の支払といったような、金銭の支払を、夫婦の一方が他方に対して請求することを容易にするためのものではないが、家庭裁判所は、この規定を非常に重要視しており、結果として、子（ども）の養育費について満足のいく取決めがなされるまで、連邦家族法第55条のA（s 55A）で規定される宣告を留保することとなっている。

④家事事件手続および（家庭）裁判所

オーストラリアの裁判制度は、連邦体系と各州体系に二分されている。それぞれの審級のアウトラインは、次の図のとおりである。



オーストラリア家庭裁判所は、連邦系列の第一審レベルの裁判所と位置づけられている。裁判所における審理に関しては、各当事者の弁護士によって審問された証拠によって示された事実に基づいて紛争を解決するという、対審構造をとる裁判手続きが原則である。

なお、前述のように、州において家族法の立法を行う余地があるので、連邦家族法の問題を扱う裁判所と州家族法の問題を扱う裁判所が理論的には生じることになる。現行家族法上も、州家庭裁判所の設置については排除していない。ただし、州家庭裁判所を設置する場合には、連邦家庭裁判所と同様の組織と機能を有しなければならないと考えられている。

今のところ、州家庭裁判所としては、唯一、西オーストラリア州に、西オーストラリア州家庭裁判所が設置されている。それ以外の州には、連邦家庭裁判所が設置されている。

オーストラリアの家庭裁判所は、一般部 (General Division) と上訴部 (Appeal Division) とで構成されている。一般部は、単独の裁判官が、連邦家族法に関する第一審としての事件を扱うとともに、各州の治安判事裁判所等 (Magistrate's Courts, Courts of Petty Sessions & Local Courts) の裁判官 (Magistrate) および家庭裁判所のレジストラ (Registrar) の下した判断の上訴事件を扱う。

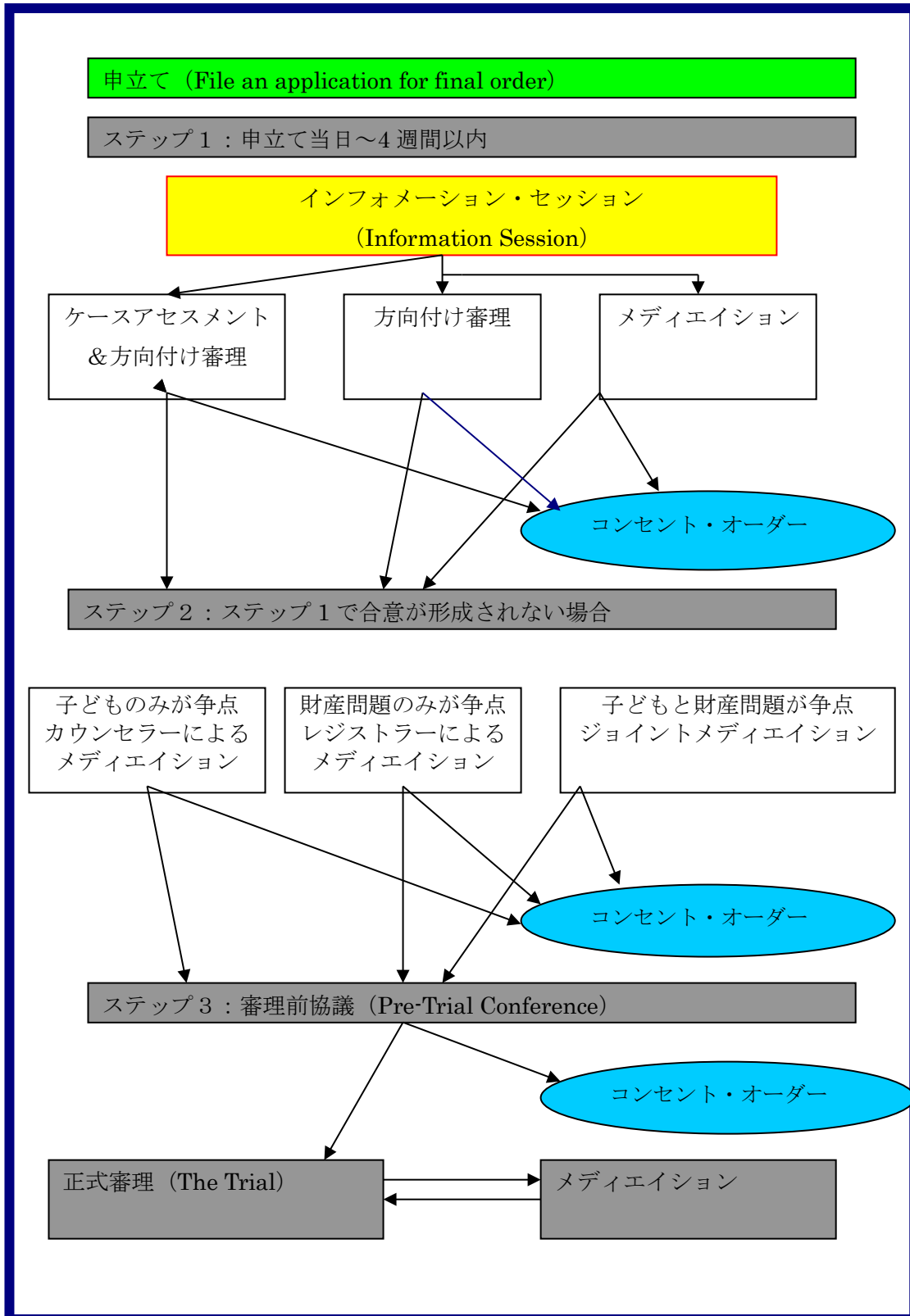
上訴部は、通常は三名、場合によってはそれ以上の数の裁判官で構成される合議体 (Full Court) で、家庭裁判所の一般部からの上訴事件を扱う。さらに、重要な法律問題を含む事件や公益に関する事項に限って、家庭裁判所の合議体 (Full Court) または連邦最高裁判所の許可に基づき、連邦最高裁判所 (High Court of Australia) への上告が認められる。

連邦家族法は、治安判事裁判所および地区裁判所に対して管轄権を付与し、子どもの監護権や財産分与といった問題について扱うことを認めており、その意味では、これらの裁判所も連邦の管轄権を有する連邦裁判体系に組み込まれている。

オーストラリアの司法制度は、単一法体系と最高裁判所を頂点とする単一の裁判制度を有する日本とは著しい違いがあり、裁判権や管轄の競合、その調整や各州の間での準拠法の決定といった問題も生じ複雑なものとなっている。

オーストラリアでもカウンセリング、コンシリエイションおよびメディエーションの機能は重要視されているが、日本のような調停前置主義は採用されていない。ただし、必要があると認められる場合には、裁判官はいつでもカウンセリング等を命じることができるとされている。扱う内容は、子どもの監護が中心で、不成立の場合は、トライアルに移行することになる。その場合は、原則として対審構造をとっているが、カウンセラーやメディエーターの作成する報告書や精神科の医師が作成する報告書は、両当事者に公開されて証拠として扱われ、作成者が証人として反対尋問を受ける場合もある。

この家庭裁判所の審理の進行を簡単に図で示すと、次のとおりである。



オーストラリア家庭裁判所では、家庭裁判所で扱う事件の進行等について説明するインフォメーション・セッション終了後に、ケースアセスメント&方向付け審理（場合によっては方向付け審理のみ、またはメディエーションが実施

されることもある)を実施している。これは、次の段階(ステップ 2)に進む前に、当事者に話し合う機会を提供するもので、裁判所に初めて出頭した当日に行われる。子どもの問題が含まれる場合にはカウンセラーにより、財産問題が含まれる場合はレジストラーにより、両方の問題が含まれる場合にはレジストラーとカウンセラーの両者により提供される。申し立てられた事件のうち、約 3 分の 1 のケースがこの手続きで合意に達して解決されている。

ステップ 1 での解決の困難な事件は申立てから 1~2 週間以内にステップ 2 へと進むが、ここでは、事件の性質により子どものみが争点の場合にはカウンセラーによるメディエーションが、財産問題のみが争点の場合にはレジストラーによるメディエーションが、子どもの問題と財産問題が含まれる場合にはカウンセラーとレジストラーによるジョイント・メディエーションが提供される。この段階で申し立てられた事件のうちほぼ 9 割が解決される。メディエーションで合意に達すると、その内容は裁判所による合意文書とされ、法的拘束力が与えられる。最終的にトライアルにまで進むのは全体の 10 パーセント程度となっている。トライアルに進んでも、同時に、必要に応じてメディエーションが提供される。なお、家庭内暴力や児童虐待といった緊急を要する内容が含まれる場合には、申立ての当日に手続きが開始され、必要なメディエーション等が提供され迅速な解決が図られている。この場合、他の行政機関や諸団体との連携も図られている。

正式審理による場合であっても、子どもの問題が含まれる場合には、カウンセラーの作成するファミリー・レポートと呼ばれる報告書の提出が求められ、判断を下す参考とされる。

メディエーションは、1991 年に Courts (Mediation and Arbitration) Act 1991 の制定を受けて連邦家族法が改正され家庭裁判所におけるメディエーションの提供が開始された。さらに、メディエーションを含めた代替的紛争解決手段活用の促進を内容とする改正が 1995 年 12 月に連邦家族法に追加され、現在では家庭裁判所において行われる、従来からのカウンセリング、コンシリエーションを含めて

メディアエイションという用語が一般化しているようである。また、最近では、民間のメディアエイション団体の創設・育成等を政府が援助するようになっており、これらの団体と家庭裁判所との連携が求められている。

5 おわりに—将来的課題等 (DV・児童虐待等) (担当：小川富之)

(1) 家庭内暴力

家庭内暴力の拡大と深刻化が社会的に認識されるにつれて、家庭裁判所の手続においても、家庭内暴力の存在——特に子どもがその直接的被害者にならないよう配慮すること——が、子どもの監護・教育をめぐる問題の解決に大きな影響を持つことが認識されるようになってきている。連邦家族法第六八条のF第2項 (s 68F(2)) に規定されている、子どもの最善の利益に関する確認事項一覧の中の一つに、仮に第三者に向けられた暴力であっても、子どもがそれにより間接的な暴力の被害者とならないよう配慮することが裁判官に求められるという規定が新たに設けられている (連邦家族法68条のF第2項g号・(s 68F(2)(g)))。このような規定が連邦家族法に盛り込まれたのは、立法者および家庭裁判所の裁判官による、家庭内暴力 (連邦家族法では、家族暴力 (Family Violence) という文言が使われている) の重大性の認識が一般に広まったことの反映であるといえる。ただ、これに対しては、批判的な人たちも存在しており、子どもを父親と会わせたくないとする女性にとっては、この家庭内暴力というのは、非常に有利に活用できる装置となっているとの指摘がある。また、1966年の改正により導入された共同親責任の制度と家庭内暴力からの被害者保護という制度は、家庭内暴力の被害者の犠牲の上に成り立つ共同監護という否めない現実の存在を指摘する報告書も公表されている。

(2) 子どもの移住

オーストラリアの有する広い国土と、オーストラリア人の移動性ということから、子どもが従来の居住の場所から他へ移転することに対して、どのような対応をとるかということが、裁判所の重大な問題として提起され、最近、二つの事件で、連邦最高裁判所による判断が示されている。子どもに対して、第一義的な監護を提供している父母の一方が、居住する場所を他に移したいと希望する場合、他方にとって、子どもと会うことに重大な影響が生じるので、多くの場合、この要望は相手方から拒否されることとなる。理論的には、このような事例に適用される規定は、子どもの監護・教育をめぐる判断に際して適用されるものとは異なるものではない。しかしながら、実際には、一般のルールとは異なる基準が採用されているようで、子どもを、それまで居住していた場所から移転させることを希望する側に、「正当または反論の余地のない理由」を示すことが、裁判所から要求されているようである。しかしながら、連邦最高裁判所は、「AMS対AIF事件」で、このような要

件を認めることに対して否定的な考えを示した。この判決は、「A対A事件」に関する連邦家裁控訴審で、その判断基準が示された。すなわち、子どもが従来居住する場所から移転することについて当事者に争いのある場合には、裁判所は、父母それぞれの要求を検討し、どちらの主張が子どもの最善の利益を向上させることになるかによって決定するという考え方が示されたわけである。したがって、子どもが従来居住する場所から移転することにより、子どもの最善の利益の向上に繋がるか、または、それを損なうかという観点から、この問題についての判断を下すことになる。

連邦最高裁判所は、その後、「U対U事件」で、父母が子どもの従来居住する場所を他に移すことについては、何らの制約もなく、一般原則に従って処理されるということを再確認した。子どもの最善の利益が、当然、父母の利益より優先され、父母による主張の有無に拘束されることなく、裁判所は、子どもの監護・教育に関して調整をする権限を有するということが判示された。したがって、本件では、母親は、子どもとともにオーストラリアに留まることを希望したわけではないけれども（ただ、反対尋問の中で、これを受け入れる可能性は否定していなかった）、裁判所は、これを「代替的請求(alternative proposal)」として採用した。同様に、連邦最高裁判所は、この事件とは別の事例でも、父親は、母親と子どもを伴って、オーストラリアを出国すること、という判断を示したが、父親側は、一度もこのような主張をしていたわけではなかった。これらの事例は、家族構成員の間での利益の対立が存在する場合における、非常に興味ある問題を提起することとなった。オーストラリアが批准している多くの人権条約で、成人の権利として認められているものであっても——たとえば、成人の居住移転の自由といったようなもの等——それを犠牲にしても、子どもが父母と会う権利の方を優先させるという考え方が、今日の連邦最高裁判所の考え方であると明確に示されたわけである。さらに、父母の間の利益衡量よりもむしろ、どちらの要望が子どもの最善の利益の向上に繋がるかという観点を、より優先させるということがはっきりと示されたのである。

子どもの監護に関するオーダーが適切であると考えられる場合に、次のステップとして、子どもを国外に連れ出すことを裁判所が承認することとなる。オーストラリアは、また、子どもの奪取の民事面に関する条約（The Convention on Civil Aspects of International Child Abduction 以下「子の奪取条約（The Hague Convention）」という）の締約国であり、1986年連邦家族法（子どもの奪取）規則（The Family Law (Child Abduction) Regulations 1986 (Cth)）を制定している。連邦司法長官庁（The Commonwealth Attorney-General Department）が、奪取された子どもたちを本国に送還する責任を担う、オーストラリアにおけるこの条約の履行を担当する中央当局である。また、各州にはそれぞれ担当部局（通常は、州の児童福祉局（State Child Welfare Department））が置かれている。これに関連した子どもの監護に関する事件の管轄は、その子が連れ去られた国にあるという考え方が、子の奪取条約の基本であり、奪取された子どもの送還に関しては、オーストラリア国内法の規定を適用して、子どもの最善の利益の観点から判断を下すことが認められないことに

なっている。この場合、連邦家族法（子どもの奪取）規則第16条第3項（s 16(3)）を適用して、ここに制限的に列挙されている条項に該当しない限り、子どもを本国に送還することとなる。規定の内容は次のとおりである。

- ・子どもが成熟している場合で、その子が明確に本国への送還拒否を表明している場合。
- ・子どもが本国に送還されると、その子の身体、精神に重大な危害が生じる恐れがある場合、または、送還されると、子どもが過酷な状況に置かれる恐れがある場合。
- ・子どもを本国に送還することが、オーストラリアにおける基本的人権および自由の保護といった大原則に反するような場合。

オーストラリアでは、父母の別居または離婚後の子どもの問題について、これまでさまざまな新たな試みがなされている。このようなオーストラリアの動向について、もう米先進工業諸国は自国の法改正の参考として、オーストラリアについての研究を進めている。日本における同様の問題についても大いに参考になると思われる。本稿が、その一助となることができることを願っている。

【資料】

1 オーストラリアの親権・監護権に関連する条文の邦訳

(1) 邦訳のみ

1975年連邦家族法

第4条 解釈規定

子どもに関する重要な長期的事項とは、子どもの世話、福祉及び成長発達に関する、長期的な事項を指し、そうした性格を備えた次の点に関する事項を含む（但し、それらに限定される訳ではない）。

- (a) 子どもの（現在及び将来における）教育
- (b) 子どもの宗教及び文化教育
- (c) 子どもの健康
- (d) 子どもの名前
- (e) 子どもが一方親と時間を共に過ごすことを著しく困難にするような子どもの居住状況の変更。

疑問を避けるため記載するに、子どもの一方親において、新たなパートナーとの間で関係を形成するという決定自体は、子どもに関する重要な長期的事項にはあたらない。しかしながら、もし、例えば、新たなパートナーとの関係のために当該親が別の地域に移動することになり、その移動によって、子どもが他方の親と共に時間を過ごすことが著しく困難

になる場合は、当該決定は重要な長期的事項を伴うものとなる。

離別後の養育プログラムとは、次のようなプログラムを指す。

- (a) 養育責任を果たすことの妨げになるような問題を解決することへの支援（カウンセリングサービスの提供、または、問題解決のための手法の教授等）を目的とする
- (b) 講義、議論（グループディスカッション等を含む）、あるいはその他の活動から構成される
- (c) 第 65 条 LB 規定の諸条件を満たす組織により提供されるプログラム

子どもの親族とは、

- (a) 本法の第七章においては、次の人物を指す。
 - (i) 子どもの継親
 - (ii) 子どもの兄弟姉妹、半血の兄弟姉妹、継兄弟姉妹
 - (iii) 子どもの祖父母
 - (iv) 子どもの伯父・伯母
 - (v) 子どもの甥姪
 - (vi) 子どものいとこ
- (b) 本法第 1 条 AB においては、第 1 条 AC が定める意味を有する。

子どもにとって継親とは、次のような者を指す。

- (a) 子どもの親でない者
- (b) 子どもの一方の親と婚姻している、若しくは、かつて婚姻していた、または、（第 60 条 EA が定める意味において）事実上のパートナーである、若しくは、かつて事実上のパートナーであった者
- (c) 子どもを、現在、または、その親と婚姻もしくは事実上のパートナー関係を結んでいた間、その親と共に成す家族の一員として扱っている者。または、そのように扱ってきた者。

本法の第 7 章 13 節において用いられる場合、C に定められる養育命令とは、次の事項に関して扱っている限りにおいて養育命令を意味する。

- (a) 子どもが共に暮らす者について
- (b) 子どもが時間を共に過ごす者について
- (c) 子どもの日常的な世話、福祉及び成長発達に対して責任を担うべき者について

第 4 項 本法において、子どもに対する親責任を担う者とは、次の人物を指す。

- (a) その親責任の一部若しくは全部を、単独で担う者

(b) その親責任の一部若しくは全部を他者と共に担う者

第 5 項 本法において、子どもの親責任を他者と共に有する者とは、子どもの親責任の一部または全部を、当該他者と共に担う者を指す。

第 55 条 A 子どもがいる場合の離婚命令

第 1 項 婚姻に関する離婚命令は、裁判所が命令によって、次の点を認めたことを宣言しなければ効力を有しない。

(a) その婚姻による 18 歳未満の子どもが存在しないこと

(b) その婚姻による 18 歳未満の子どもが、当該命令で特定された子どもであり、かつ、

(i) その子どもの世話、福祉及び成長発達をめぐって、全ての事情に照らして適切な取り決めが行われていること

(ii) 裁判所において、そうした取り決めがなされていると認められない場合においても、その離婚命令が効力を有すべき理由となる事情が存在すること

第 2 項 婚姻に関する離婚命令を求める申立手続において、裁判所がその婚姻による子どもの世話、福祉及び成長発達をめぐり取り決めが、全ての事情に照らして適切であるか否かについて疑問を持つ場合、裁判所は、当該取り決めについて家族コンサルタントによる報告を受けるまで、訴訟手続を延期することができる。

第 3 項 本条において、子ども（夫または妻の前婚の子ども、夫婦のいずれの実子でもなくその一方の養子となった子どもを含む）が、もし当該時点において、夫婦により夫婦の家族の子どもとして扱われていた場合には、その婚姻による子どもとする。

第 4 項 第 3 項において、当該時点とは、夫婦の離別直前を指し、もし夫妻が複数回離別している場合には、当該離婚命令を行う訴訟手続の開始から見て最後の離別の直前を指す。

第 7 章—子ども

第 1 節—はじめに

第 60 条 B 本章の目的及び基本原理

第 1 項 本章の目的は、次の点によって子どもの最善の利益を実現することである。

(a) 子どもの最善の利益に適う限りにおいて、両親が、最大限、子どもの生活に有意義な関わりを持つことによる利益を子どもに確保すること

(b) 子どもが虐待、ネグレクト若しくは家庭内暴力を受ける、または、その暴力を見聞きすることによって、身体的または心理的に受ける危害から子どもを保護すること

(c) 子どもが最大限の発達可能性を発揮できるよう、十分かつ適切な養育を受けることを確保すること

(d) 両親が、子どもの世話、福祉及び成長発達に関する義務を果たし、責任を担うことを確保すること。

第 2 項 これらの目的の基礎となる原則は、次の通りである（それが子どもの最善の利益

に反する、または、反するであろう場合を除く)。

(a) 子どもは、父母が婚姻関係にあるか、既に離別したか、そもそも婚姻関係になかったか、または、そもそも同居したことがないかの如何にかかわらず、父母双方を知り、父母双方から世話を受ける権利を有する

(b) 子どもは、父母双方、及び、子どもの世話、福祉及び成長発達にとって重要な他の人物(祖父母その他親族等)と定期的に時間を共に過ごし、通信を行う権利を有する

(c) 父母は、子どもの世話、福祉及び成長発達に関する義務及び責任を共同で担う

(d) 父母は、子どもの将来にわたる養育について合意すべきこと

(e) 子どもは、自身の文化を享受する権利を有すること(当該文化を共有する者と共に、それを享受する権利を含む)。

第3項 アボリジニ関係=省略

第4項 本章の目的の追加部分は、1989年11月20日にニューヨークにおいて成立した子どもの権利条約を実施する趣旨のものである。

BA 子どもの最善の利益—裁判手続

第60条 CA 養育命令における最優先の考慮事由としての子どもの最善の利益

裁判所は、子どもに関してある特定の養育命令を行うか否かを決定する場合、子どもの最善の利益を、最優先に考慮しなければならない。

第60条 CB 本款の適用対象となる訴訟手続

第1項 本款は、本章に従って行われ、子どもの最善の利益を最優先の考慮事由とする訴訟手続すべてに適用される。

注記：第10節についても、本章に従って行われ、子どもの最善の利益を最優先の考慮事由とする訴訟手続において、裁判所は、弁護士が子どもの利益を独立して代理する命令を行うことができるものとする。

第2項 本款は、第60条G第2項、第63条F第2項、第63条F第6項、または、第68条Rが適用される子どもに関する訴訟手続にも適用される。

第60条 CC 裁判所における子どもの最善の利益の判断のあり方

●子どもの最善の利益の判断

第1項 裁判所は、第5項に基づいて、子どもの最善の利益とは何かを判断する際は、第2項及び第3項既定の諸事由について考慮しなければならない。

●主要な考慮事由

第2項 主要な考慮事由は、次の通りである。

(a) 子どもが両親との有意義な関係を有することによる利益、及び、

(b) 子どもを虐待、ネグレクト若しくは家庭内暴力を受ける、または、それらを見聞きすることによる身体的または心理的な危害から保護する必要性。

注記：これらの考慮事由を主要な考慮事由に据えた点は、第 60 条 B 第 1 項 (a) ・ (b) 規定の本章の目的に沿っている。

第 2 項 A 第 2 項に定める諸事由を適用する際、裁判所は第 2 項 (b) 規定の諸事由を、より重要なものとして評価するものとする。

●付加的な考慮事由

第 3 項 付加的な考慮事由は、次の通りである。

(a) 子どもが表明した一切の見解、及び、裁判所において子どもの意見を評価する際に関連性があると考えられる一切の要素（例えば、子どもの成熟性・理解度等）。

(b) 次の者と子どもとの関係性

(i) 子どもの父または母

(ii) その他第三者（子どもの祖父母・その他親族等）。

(c) 子どもの父または母が、次の点について、どの程度機会を持ってきたか、あるいは、持ってこなかったか

(i) 子どもに関する重要な長期的事項をめぐる決定に参加すること

(ii) 子どもと共に時間を過ごすこと

(iii) 子どもとコミュニケーションをとること

(ca) 子どもの父または母が、子どもに対する扶養義務を、どの程度果たしてきたか、または、果たしてこなかったか。

(d) 子どもの環境に生じ得る一切の変化。例えば、次の人物との離別による影響を含む。

(i) 子どもの父若しくは母

(ii) 子どもがそれまで共に暮らしてきた、その他一切の子ども、若しくは、その他一切の第三者（祖父母・その他親族等）。

(e) 子どもが、一方の親と時間を共に過ごし、コミュニケーションを持つために発生する現実的な困難及び費用、並びに、その困難または費用のために、子どもが父母双方との間の密接な関係を維持し、父母双方と定期的に直接面会する権利に大きな影響が及ぶか否か。

(f) 次の人物において、子どもの心理的及び知的ニーズ等の諸ニーズに応えることのできる能力

(i) 子どもの父母各々（OR 父または母）

(ii) その他の第三者（子どもの祖父母・その他親族等）

(g) 子ども、子どもの父または母における成熟性、性別、ライフスタイル、及び、その他背景（ライフスタイル、文化及び伝統を含む）、並びに、裁判所が関連性を有すると考える、その他一切の子どもの特性

(h) もし、子どもがアボリジニ出身の子ども、または、トレス海峡諸島出身の子どもである場合

(i) 子どもが自身のアボリジニの文化、または、トレス海峡諸島の文化を享受する権利（当該文化を共有する他者と共に当該文化を享受する権利を含む）

(ii) 本章に基づいて行おうとする養育命令が、当該権利に及ぼし得る影響

(i) 子どもの父または母が、子どもに対して、及び、親としての責任に対して示す態度。

(j) 子どもまたは子どもの家族の構成員に関わる一切の家庭内暴力。

(k) もし、子ども、若しくは、子どもの家族構成員に対して家庭内暴力に関する命令が発令される、または発令されている場合、当該命令から導かれる一切の関連する推察。この点については、次の事由を考慮に入れるものとする。

(i) 当該命令の性質

(ii) 当該命令が発令された事情

(iii) 当該命令の申立手続において認められた一切の証拠

(iv) 当該命令において、裁判所により行われた、または当該命令の申立手続において行われた一切の事実認定

(v) 関連性を有する、その他一切の事由

(l) 子どもに関する更なる訴訟の提起を最も回避し得る命令について、これを命じることが好ましいか否か。

(m) 裁判所が関連性を有すると考える、その他一切の事実または事情。

●合意命令

第 5 項 もし、裁判所が、訴訟手続の当事者全員の合意の下で命令を出すことを検討している場合、裁判所は、第 2 項または第 3 項規定の諸事由の全部、または、いずれかを考慮することができるが、その考慮を義務付けられるものではない。

●アボリジニまたはトレス海峡諸島の文化を享受する権利

第 6 項 第 3 項 (h) において、アボリジニ出身の子ども、または、トレス海峡諸島出身の子どもが、アボリジニ、または、トレス海峡諸島の文化を享受する権利とは、次の点の権利を含む。

(a) 当該文化とのつながりを維持すること

(b) 次の点のために必要な支援、機会、及び、奨励を受けること。

(i) 子どもの年齢、成長発達の種類、及び、子どもの意見に従って最大限、当該文化を探究すること。

(ii) 当該文化への肯定的な認識を養うこと。

BB 子どもの最善の利益—アドバイザーの諸義務

第 60 条 D 子どもの最善の利益に関するアドバイザーの諸義務

第 1 項 もし、アドバイザーが、ある人物に対して、子ども及び本章に関する事項について、助言または支援を行う場合、アドバイザーは次のことを行わなければならない。

- (a) 対象者に対して、子どもの最善の利益を最優先の事由として考慮すべきことを伝える
- (b) 対象者に対して、子どもの利益を最善の形で実現するという原則に基づいて行動するよう促す

それは、次の点によるものとする。

- (i) 子どもが父母双方との間に有意義な関係を有すること
- (ii) 子どもが、虐待、ネグレクト若しくは家庭内暴力を受ける、または、これらを見聞きすることによる、身体的または心理的な危害から保護されること
- (iii) (i)及び(ii)に定められる考慮事由を適用する際は、(ii)の考慮事由をより重視すること。

第 2 項 本条において、アドバイザーとは、次の人物を指す。

- (a) 法律実務家
- (b) 家族カウンセラー
- (c) 家族紛争解決手続士
- (d) 家族支援コンサルタント

第二節 親責任

第 61 条 A 本節の内容

本節は、親責任の概念について規定し、特に次の点に関する規定を含む。

- (a) 親責任とは何か。
- (b) 誰が親責任を有するか。

第 61 条 B 親責任の意味

本章において、子どもに関する親責任とは、父母が子どもに関して法律上有する全ての義務、権能、責任及び権威を意味する。

第 1 項 18 歳未満の子どもの父母は各々、子どもに関する親責任を有する。

注記 1：本条は、これに代わる裁判所の養育命令が行われない限りにおいて、親責任に関して適用される法的立場を規定する。養育命令の効果に関しては、本条第 3 項、及び、第 61 条 D 第 2 項を参照のこと。

注記 2：本条は、裁判所が養育命令を出す場合における推定を設けるものではない。裁判所が養育命令を出す場合に適用する推定については、第 61 条 DA を参照のこと。

注記 3：第 63 条 C に従って、子どもの父母は、子どもの親責任の割当てに関して養育計画を作成することができる。

第 2 項 第 1 項は、子どもの父母の関係性のいかなる変化にかかわらず、効力を有する。例えば、父母の離別、または、父母の一方若しくは双方の婚姻若しくは再婚により影響を受けることはない。

第 3 項 第 1 項は、その当時（OR 当該時点において）有効である、裁判所による一切の命令の効力に服する。（それは、当該命令が本法に従って行われた命令か否か、及び、本条の施行の前後のいずれに行われた命令かを問わない）。

注記：第 111 条 CS は、子どもに関する親責任の付与に影響を及ぼし得る。

第 61 条 D 養育命令、及び、親責任

第 1 項 養育命令とは、ある者に対し、子どもに関する親責任を付与するものである。ただし、それは、当該命令が、その者に対して、当該子どもに関する義務、権限、責任または権威を付与する範囲にとどまる。

第 2 項 子どもに関する養育命令は、何人においても、その子どもに関する親責任を何らかの形で奪う、または、縮減するものではない。ただし、次の場合を除く。

- (a) 当該命令に明示的に定められている場合
- (b) あるいは、当該命令の実現に必要な場合。

第 61 条 DA 養育命令における平等な共同親責任の推定

第 1 項 裁判所は、子どもに関する養育命令を出す場合、父母が、当該子どもに対し、平等な共同親責任を有することが子どもの最善の利益に適うという推定を働かせなければならない。

注記：本条が規定する推定は、専ら、第 61 条 B が定める子どもの親責任の割当てにのみ関わるものである。子どもが父母各々と共に過ごす時間の長さに関わる推定を規定するものではない（この問題については、第 65 条 DAA に規定されている）。

第 2 項 本推定は、もし、当該子ども的一方の親（あるいは、当該子ども的一方の親と共に暮らす者）が、次の行為を行っていたと信じるべき合理的な根拠が存在する場合には適用されない。

- (a) 当該子どもへの虐待、若しくは、当時、その親の家族構成員であった別の子どもに対する虐待（若しくは、その親と共に暮らす者の家族）への虐待
- (b) 家庭内暴力

第 3 項 裁判所が暫定命令を発令する場合には、裁判所が、命令を出すに際し、当該事情において本推定の適用が不適切であると考える場合を除き、本推定が適用される。

第 4 項 本推定は、裁判所が、子どもの父母が平等な共同親責任を有することは、子どもの最善の利益に適わないと認めるような証拠をもって覆すことができる。

第 61 条 E 親責任の養子縁組に対する効果

第1項 本条は、次の場合に適用される。

(a) 子どもが養子縁組を行う場合

(b) 養子縁組の直前の時点で、ある者がその子どもに関する親責任を有していた場合。この時、その親責任が全内容に及ぶか、または、限定的なものであるか、及び、第61条Cまたは養育命令のいずれにより生じたものかは、問わない。

第2項 その者の子どもに関する親責任は、その子どもの一切の養子縁組によって終了する。ただし、その養子縁組が、所定の養親によるものであると共に、第60条Gに基づく養子縁組手続開始の許可が与えられていない場合は除く。

第61条DB 暫定命令後における、平等な共同親責任の推定の適用

もし、子どもに関する暫定的な養育命令が出されている場合、裁判所は、当該子どもに関する終局的な養育命令を行うに際しては、当該暫定命令によって行われた親責任の割当ては無視しなければならない。

第4節 養育計画

第63条A 省略

第63条B 父母における合意形成の奨励

子どもの父母は、次のことを奨励される。

(a) 子どもに関する事項について合意すること

(b) 自らの責任をもって、養育に関する取り決めをし、及び、養育に関する紛争を解決すること

(c) 法制度を、第一の手段としてではなく最終手段として用いること

(d) 合意形成によって、現在及び将来における紛争の可能性を最小限に抑えること

(e) 合意形成に際しては、子どもの最善の利益を最優先の事由として考慮すること。

注記：父母においては、養育計画を作成することにより、子どもに関する諸事項について非公式の合意を行うことが推奨される。強制執行可能な取り決めを求める父母においては、裁判所命令が必要となる。その裁判所命令は、合意により得ることができる。

第63条C 養育計画の意味及び関連条項

第1項 養育計画とは、次のような《形式の》合意を指す。

(a) 書面によるもの

(b) 子どもの父母の間で作成されるもの、または、作成されたもの

(ba) 子どもの父母の署名が付されているもの

(bb) 日付が付されたもの

(c) 第2項規定の事由の一つまたは複数を対象とするもの

(1A) 合意は、それが脅迫、強要、または強制によらず締結されたものでない限り、本

法における養育計画にあたらぬ。

第2項 養育計画は、次の事項のうち一つまたは複数を対象とすることが可能である。

- (a) 子どもが共に暮らすべき者（複数の場合あり）
- (b) 子どもがもう一方の者（複数の場合あり）と共に過ごす時間、
- (c) 子どもに関する親責任の割当て、
- (d) 二人以上の者で子どもに関する親責任を分担する場合には、当該責任の行使において行うべき諸決定に関して、分担者相互間で行う協議の形態
- (e) 子どもがもう一方の者（複数の場合あり）との間で行うべき通信
- (f) 子どもの扶養
- (g) 当該計画の条項または実施に関する紛争解決のための手続
- (h) 子どもまたは当該計画の当事者における必要性、または事情の変更を理由とした、計画変更のための手続
- (i) 子どもの世話、福祉若しくは成長発達に関する一切の内容、または、子どもに関する親責任のその他一切の内容

注記：第f号— 1989年児童扶養（評価算定）法が適用される場合、養育計画中における子どもの扶養に関する条項（1989年児童扶養法の下での子どもの扶養とは異なる）は強制執行不可能であり、効力を有しない。ただし、養育計画中の条項が子どもの扶養合意にあたる場合を除く（第63条CAA及び第63条G第5項を参照）。

第2項A 第2項で規定される者（複数の場合あり）には、子どもの父母または父母以外の第三者（子どもの祖父母・その他親族等）が該当する。

第2項B 養育計画においては、子どもの重要な長期的事項に関して決定する責任の割当てについて定めることができる。ただし、それは第2項(c)に限定されるものではない。

第2項C 第2項(e)規定の通信とは、次の手段による通信を含む（ただし、これらに限定されるものではない）。

- (a) 手紙
- (b) 電話、Eメール、または、その他一切の電子的手段。

第3項 合意は、次の点にかかわらず、養育計画になり得る。

- (a) 合意が形成されたのが、本条の施行前または後のいずれであるか
- (b) 合意形成がなされたのが、オーストラリア国内または国外のいずれであるか
- (c) 合意において、子どもの父母だけでなくその他の第三者も当事者になっているか否か
- (d) 合意において、第2項規定の諸事項以外の事項を定めているか否か

注記：養育計画の内容となるその他の事項の一つとして、子どもの扶養を対象とすることができる（第63条CAAを参照）。

第4項 養育計画において、子どもの扶養以外の事項について定める条項は、子どもの福祉に関する条項となる。

第 5 項 養育計画において、第 2 項 (f) 規定の事項について定める条項は、子どもの扶養に関する条項となる。

第 6 項 登録された養育計画とは、次のような養育計画を指す。

(a) 第 63 条 E に基づいて、裁判所において登録され、Family Law Amendment Act 2003 (2003 年家族法改正法) の施行前の (いずれかの) 時点において有効であったもの。

(b) Family Law Amendment Act 2003 (2003 年家族法改正法) 施行前直前に登録され、以降も登録が継続しているもの。

第 63 条 CAA 養育計画は子どもの扶養に関する条項を含むことができる。

第 1 項 養育計画において、1989 年児童扶養 (評価算定) 法第 84 条(1)に規定される条項を含む場合には、当該条項は、本命令が定めるところの効力を有しない。

第 2 項 第 1 項は、その他の趣旨の条項の運用に影響を及ぼさない。

第 3 項 本節の規定は、同一の合意が、本章に基づいて締結された養育計画であると共に、1989 年児童扶養 (評価算定) 法第 6 章に基づいて締結された児童扶養に関する合意でもあることを妨げるものではない。

第 63 条 D 新たな書面での合意締結による養育計画の変更または破棄

養育計画は、第 63 条 DB が適用される場合を除き、当該計画の当事者間における書面による合意をもって、変更または破棄することができる。

第五節 養育命令—養育命令とは何か

第 1 項 養育命令とは、

(a) 本章に基づいて行われ、第 2 項規定の事由について取り扱う命令 (新たな別の命令が行われるまでの命令も含む)

(b) 本章に基づき、(a) 規定の命令、若しくは、その一部を、破棄、変更、停止、若しくは復活させる命令

しかしながら、第 12 節 E に従って行われる宣言または命令は養育命令にはあたらない。

第 2 項 養育命令には、次の事項のうち一つまたは複数を対象とすることが可能である。

(a) 子どもが共に暮らすべき者 (複数の場合あり)

(b) 子どもがもう一方の者 (複数の場合あり) と共に過ごす時間、

(c) 子どもに関する親責任の割当て、

(d) 二人以上の者で子どもに関する親責任を分担する場合には、当該責任の行使において行うべき諸決定に関して、分担者相互間で行う協議の形態

(e) 子どもがもう一方の者 (複数の場合あり) との間で行うべき通信

(f) 子どもの扶養

(g) 裁判所に対し命令変更の申立て前にとるべき手段。その命令の変更は、次の者における必要性、または事情の変更を理由とする。

(i) 当該命令の対象となる子ども

(ii) 当該命令を行った訴訟手続の当事者

(h) 当該命令の条項または実施に関する紛争解決のための手続

(i) 子どもの世話、福祉若しくは成長発達に関する一切の内容、または、子どもに関する親責任のその他一切の内容

注記：(f)：1989年児童扶養（評価算定）法が適用される場合、養育命令は子どもの扶養について定める（OR 取り扱う）ことはできない。

第3項 養育命令においては、子どもの重要な長期的事項に関して決定する責任の割当てについて定めることができる。ただし、それは第2項(c)に限定されるものではない。

第4項 第2項第e号規定の通信とは、次の手段による通信を含む（ただし、これらに限定されるものではない）。

(a) 手紙

(b) 電話、Eメール、またはその他一切の電子的手段。

第4項 A 養育命令は、訴訟手続の当事者において、家族紛争解決手続士に相談し、次の点について、支援を受けなければならない旨を定めることができる。ただし、それは第2項(g)及び(h)に限定されるものではない。

(a) 当該命令の条項、若しくは、実施に関する一切の紛争の解決について

(b) 当該命令の変更に関する合意形成について

第5項 養育命令において、第2項(f)規定の事由について定める場合、その限りにおいて、当該命令は児童扶養命令にあたる。

第6項 本法において、

(a) 子どもがある者と共に暮らすことについて定める養育命令は、その者のために行われる。

(b) 子どもがある者と共に時間を過ごすことについて定める養育命令は、その者のために行われる。

(c) 子どもがある者と通信を行うことについて定める養育命令は、その者のために行われる。

(d) 養育命令は、次の場合、その者のために行われる。

(i) 子どもに関する親責任をある者に対して付与する場合、

(ii) あるいは、当該人物がある者と共に、子どもに関する親責任を分担することを定める場合

第64条 C 子どもに関する養育命令は、子どもの父母またはその他第三者を対象として行うことができる。

第6節 児童扶養命令以外の養育命令

A—はじめに

65A 本節の内容＝省略

第65条AA 養育命令を行う場合における、最優先の事由としての子どもの最善の利益

第60条CAは、裁判所において、子どもに関するある特定の養育命令を行うか否かを決定する場合にも、子どもの最善の利益を最優先の事由として考慮しなければならないことを定める。

B 養育命令の申立て及び付与

第65条C 養育命令申立権者

子どもに関する養育命令は、次の者が申し立てることができる。

- (a) 子どもの父母の一方若しくは双方
- (b) 子ども
- (ba) 子どもの祖父母
- (c) 子どもの世話、福祉若しくは成長発達に関わりのある第三者

第65条D 裁判所における養育命令付与の権限

第1項 養育命令申立の訴訟手続において、裁判所は、第61条DA（養育命令時における平等な共同親責任の推定）、第65条DAB（養育計画）、及び、本節に基づいて、裁判所において適切と考える命令を行うことができる。

注記：第13AA章（子どもの国際的な保護）第4節は、裁判所の養育命令付与の権限に影響を及ぼし得る。

第2項 裁判所は、第1項の一般原則を制限することなく、第61条DA（養育命令時における平等な共同親責任の推定）、第65条DAB（養育計画）、及び、本節に従い、以前の養育命令の一部または全部の破棄・変更・停止または復活させる養育命令を行うことができる。

第3項 第7章・第13A節Eの下で行われる第70条NEB第1項(c)手続の延期の結果として、養育命令の申し立てが行われる場合、

(a) 裁判所は、当該申立てについて、できる限り早急に審理及び決定を行わなければならない。

(b) 裁判所が当該申立てに基づいて養育命令を行う場合、裁判所において適切と考えるなら、本款に基づく訴訟手続を棄却(OR 却下)することができる。

注記：省略

第65条DAA 裁判所において、一定の事情のもとで、子どもが父母各々と平等な時間または十分かつ重要な時間を共に過ごすことに関する検討すること

● 平等な時間

第 1 項 第 6 項に基づき、もし、養育命令において、父母が子どもに関する平等な共同親責任を有することを定める（または、定めようとする）場合、裁判所は、次のことを検討しなければならない。

(a) 子どもが父母各々と平等な時間を共に過ごす措置が、子どもの最善の利益に適うか否か

(b) 子どもが父母各々と平等な時間を共に過ごす措置が、合理的に実現可能か否か

(c) もし、そうである場合、子どもが父母各々と平等な時間を過ごす措置を定める命令（または、その旨の条項を含む命令）を行うことを検討しなければならない。

● 十分かつ重要な時間

第 2 項 第 6 項に基づき、

(a) 養育命令において、子どもの父母が平等な共同親責任を有することを定める（または、定めようとする）場合で、かつ、

(b) 裁判所において、子どもが父母各々と平等な時間を過ごす措置を定める命令（または、その旨の条項を含む命令）を行わない場合、裁判所は、次のことを検討しなければならない。

(c) 子どもが父母各々と十分かつ重要な時間を共に過ごす措置が、子どもの最善の利益に適うか否か

(d) 子どもが父母各々と十分かつ重要な時間を共に過ごす措置が、合理的に実現可能か否か

(e) もし、そうである場合には、子どもが父母各々と平等な時間を過ごす措置を定める命令（または、その旨の条項を含む命令）を行うことを検討しなければならない。

第 3 項 第 2 項において、子どもが父母と十分かつ重要な時間を過ごしていると解されるのは次の場合に限られる。

(a) 子どもが当該父母と共に過ごす時間において、次の両方が含まれる場合。

(i) 週末及び休日

(ii) 週末及び休日にあたらぬ日

(b) 子どもが当該父母と共に過ごす時間において、次の事柄の両方に父母が参加できている場合。

(i) 子どもの日常生活

(ii) 子どもにとって特に重要な行事・イベント。

(c) 子どもが父または母と共に過ごす時間において、当該父母にとって特に重要な出来事・イベントに、子どもが参加できている場合。

第 4 項 第 3 項は、裁判所において、子どもが父母と共に過ごす時間が十分かつ重要であるか否かを判断する際に考慮できるその他の事由を制限するものではない。

●合理的な実現可能性

第5項 第1項及び第2項において、子どもが父母各々と平等な時間、または十分かつ重要な時間を共に過ごすことが合理的に実現可能か否かを判断するに際しては、裁判所は、次の点を考慮しなければならない。

- (a) 父母が互いにどの程度離れて暮らしているか。
- (b) 父母において、子どもが父または母と平等な時間、または、十分かつ重要な時間を共に過ごす取り決めを実現する、現在及び将来的な能力。
- (c) 父母において、相互に意思疎通を行い、取り決めを実現するに際して生じるであろう諸問題を解決することができる、現在及び将来的な能力。
- (d) 当該取り決めが子どもに対して及ぼし得る影響。
- (e) その他、裁判所が関連性を有すると考える事由。

注記：(c) 規定の将来的な能力：裁判所は、第13条Cに基づいて、当事者に対して、家族カウンセリング若しくは家族紛争解決手続に参加するよう、または、そのようなコース、プログラム若しくはサービスに参加するよう命令することができる。

●合意命令

第6項

(a) 裁判所において、訴訟手続の全当事者の合意の下で、養育命令を行うか否かを検討している場合で、かつ、

(b) 当該命令において、父母が子どもに関する平等な共同親責任を有する旨を定める（または、定めようとする）場合、

裁判所は、第1項(a)ないし(c)規定の諸事由（適用可能な場合）、または、第2項(c)ないし(e)規定の諸事由について考慮することができる。ただし、裁判所は、その考慮を義務付けられるものではない。

第7項 疑問を避けるため記載するに、第6項は、養育命令に関する第60条CAの適用に影響を及ぼすものではない。

注記：第60条CAは、特定の養育命令を行うか否かの決定において、子どもの最善の利益を最優先の事由として考慮することを求める。

第65条DAB 裁判所における養育計画の考慮

裁判所は、子どもに関する養育命令を行う際、（もし、養育計画が締結されている場合、）（当該計画が当該子どもに関連する限りにおいて、）そうすることが子どもの最善の利益におけることならば、子どもの父母の間で締結された直近の養育計画の条項を考慮するものとする。

第 65 条 DAC 平等な共同親責任を定める養育命令の効力

第 1 項 本条は、次の場合に適用される。すなわち、養育命令に基づいて、

- (a) 子どもに関する親責任を二人以上の者で分担する場合で、
- (b) 当該親責任の行使において、子どもに関する重要な長期的事項に関する決定を含む場合。

第 2 項 当該命令においては、当該複数人による共同での諸決定を求めていると解するものとする。

注記：いかなる裁判所命令の下でも、重要な長期的事項に該当しない事項に関する決定は、子どもが時間を共に過ごしている人物によって、他者との協議の必要なく、これを行うことができる。

第 3 項 当該命令は、当該複数人の各々に対し、次のことを求めるものと解される。

- (a) 当該事項に関する決定に際し、他の者と協議すること。
- (b) 当該事項に関して、共同決定に達するよう真摯な努力を行うこと。

第 4 項 疑問を避けるため記載するに、本条は、上記の人物のうち的一名により明らかにされた子どもに関する決定に従って行動する前に、その他のいかなる者において、当該決定が共同で行われたことを証明することを求めるものではない。

第 65 条 DAE 重要な長期的事項に該当しない事項に関する協議の不要

第 1 項 養育命令に従って、子どもが、ある特定の時点において、ある者と共に時間を過ごしている場合、当該命令は、その者に対し、

- (a) 子どもに関する親責任を有する者
- (b) 子どもに関する親責任を他者と分担している者

との間で、重要な長期的事項に該当しない事項について、その時間において子どもに関して決定すべき場合、協議することを求めるものとは解されない。

第 65 条 DA 養育命令

第 1 項 本条は、裁判所が養育命令を行う場合に適用される。

第 2 項 裁判所は、当該命令に、次の点に関する事項を含めなければならない。

- (a) 当該命令が創設する諸義務について
- (b) ある人物が当該命令に違反した場合に生じる結果について

第 3 項 当該命令の対象となった者のうちいずれかの者が、法律家により代理されていない場合、裁判所は、当該人物（複数の場合は各々）に対して、次の点を説明しなければならない。

- (a) 養育命令のもとでの彼らの責任を理解できるよう、各種プログラムを利用可能なこと
- (b) 養育命令に従うことを保障するため、返還命令や居所に関する命令を利用できること

第4項 裁判所は、第3項(a)および(b)において規定される事項の詳細を定める文書を用意させ、それを、養育命令が命じられた人に対して与えることができる。

第5項 当該命令の対象となる人物が、法律家により代理されている場合、裁判所は、当該法律家に対して、次の点を求めることができる。

- (a) その人物に対して、第2項(a)及び(b)規定の事由を説明する支援すること
- (b) その人物に対して、第3項(a)及び(b)規定の事由を説明すること

第6項 裁判所が、法律家に第5項(a)あるいは(b)に基づく依頼をした場合、法律家はその依頼に応じなければならない。

第7項 この条文にもとづく要請や依頼が満たされなくとも、養育命令の効力には影響を及ぼさない。

第65条 F 養育命令前におけるカウンセリングの一般的要件

第1項 (削除)

第2項 第3項に基づき、裁判所は、次の場合を除いて、子どもに関する養育命令を行ってはならない。

(a) 当該訴訟手続の当事者が家族カウンセリングに参加し、当該訴訟手続に関わる問題について、すでに話し合っている場合

(b) 裁判所において、養育命令を行うべき緊急の必要が存在している、または、その他特別の事情(例えば、家庭内暴力等)のために、たとえ訴訟手続当事者が(a)規定のカンファレンスに参加していないとしても養育命令を行うのが適切であると認める場合。

(c) 裁判所において、訴訟手続の当事者が、(a)規定のカンファレンスに参加することが現実的ではないと認める場合。

第3項 第2項は、次の場合には、養育命令の付与において適用されない。

- (a) 養育命令が、訴訟手続の当事者全員の合意の下で行われる場合
- (b) 養育命令が、さらなる命令が行われるまでの間の命令である場合。

第4項 本条においては、養育命令申立手続としては、次の二つを含む。

- (a) 養育命令の強制執行を求める訴訟手続
- (b) その他、養育命令の違反が主張される一切の訴訟手続

第65条 G 親以外の第三者に対し、子どもが共に暮らすべき者または親責任の割当てに関する合意命令を行うための特別の要件

第1項 本条は、以下が満たされる場合に適用される。

(a) 裁判所が、子どもが誰と共に暮らすべきかについて定める養育命令を行うことを提案している場合

(b) 当該命令に従えば、子どもは、父母、祖父母その他の親族と共に暮らさないという場合

(c) 裁判所が、訴訟手続の参加者全員の合意の下で命令を行うことを提案している場合
第1項 A 本条は、以下が満たされる場合にも適用される。

(a) 裁判所が、子どもに関する親責任の割当てを内容とする養育命令を行うことを提案している場合

(b) 当該命令に従えば、子どもの父母、祖父母その他親族には親責任が付与されない場合

(c) 裁判所が、訴訟手続の参加者全員の合意の下で命令を行うことを提案している場合
第2項 裁判所においては、次の場合を除いて、上記の提案命令を行ってはならない。

(a) 訴訟手続の当事者が、家族コンサルタントとのカンファレンスに参加し、当該提案命令により定めるべき問題について話し合っている場合

(b) (a) 規定の条件を満たしていないとしても、裁判所において、当該提案命令を行うのが適切であるような事情が存在していると認める場合。

第65条 H 18歳以上の子ども、または、既に婚姻しているか、事実上のパートナー関係を結んでいる子ども

第1項 養育命令は、次の子どもに関しては行ってはならない。

(a) 18歳以上である

(b) 婚姻している、若しくは、婚姻したことがある

(c) 事実上のパートナー関係を結んでいる

第2項 子どもに関する養育命令は、その子どもが18歳に達するか、婚姻、または事実上のパートナー関係を結んだ場合、効力を失う。

第3項 本章に基づいて管轄権を有する裁判所は、子どもが事実上のパートナー関係を結んでいる、または、既に結んだことがある旨の宣言を行うことができる。

第4項 第3項に基づく宣言は、本法において効力を有するものであり、その他一切の法において効力を有するものではない（例えば、その他連邦法・州および地域法等）。

第65条 J 養育命令の養子縁組に対する効果

第1項 本条は、次の場合に適用される。

(a) 子どもが養子縁組を行う場合

(b) 養子縁組の直前の時点で、当該子どもに関する養育命令が効力を有していた場合

第2項 養育命令は、養子縁組を行った子どもについては効力を失う。ただし、その養子縁組が、所定の養親によるものであると共に、第60条 G に基づく養子縁組手続開始の許可が与えられていない場合を除く。

第65条 M 子どもが共に暮らすべき者を定める養育命令により生じる一般的義務

第1項 本条は、当該子どもが共に暮らす者を定める命令である限りにおいて、子どもに

対して効力をもつ養育命令に適用される。

第2項 命令に反して、次のことをしてはならない。

- (a) 子どもを、ある者の世話から引き離すこと
- (b) 子どもをある者のもとに届けること、あるいは返すことを、拒んだり怠ったりすること
- (c) ある者が、その命令に基づいて有する一切の権力、義務または責任の行使または履行に干渉すること。
- c) ある者が、その命令に基づいて有する一切の権力、義務または責任の行使または履行に干渉すること。

第65条N 子どもが時間を共に過ごすべき者について定める養育義務により生じる一般的義務

第1項 本条は、当該子どもと時間を共に過ごす者を定める命令である限りにおいて、子どもに対して効力をもつ養育命令に適用される。

第2項 次のことをしてはならない。

- (a) その者と子どもが、命令に従って、時間を共に過ごすことを妨げるまたは阻むこと
- (b) 当該命令のもとで、互いに同じ時間を過ごすことにより、その者と子どもが得られる利益を妨害すること。

第65条P 親責任を割り当てる養育命令により生じる一般的義務

第1項 本条は、ある者（世話をする者）に対して、当該子どもに関する親責任を割り当てる命令である限りにおいて、子どもに対して効力をもつ養育命令に適用される。

第2項 当該世話をする者が、当該責任を果たすことを妨げるまたは阻むことをしてはならない。

E オーストラリア国外への子どもの連れ出しまたは送り出しに関する養育命令に基づく義務

第65条X 解釈

第1項 本款においては、

本款が適用される養育命令とは、当該命令が次の点を定める限りにおいて、養育命令とされる。

- (a) 子どもがある者と共に暮らすべきこと
- (b) 子どもがある者と時間を共に過ごすべきこと
- (c) 子どもがある者と通信を行うべきこと
- (d) ある者が子どもに関する親責任を有するべきこと

第 2 項 本款においては、裁判所の決定に対する控訴が提起され、係属中である場合、当該訴訟手続は係属中であると解され、(第 65 条 Y 及び第 65 条 ZA ではなく) 第 65 条 Z 及び第 65 条 ZB が適用される。

第 65 条 Y 所定の養育命令が行われた場合の諸義務

第 1 項 もし、本款が適用される養育命令が効力を有する場合、その命令が行われた訴訟手続の当事者、その代理人、または、その受託者は、第 2 項により許可される場合を除いて、当該子どもをオーストラリアからオーストラリア国外の場所に連れ出し、または、送り出してはならない。

第 2 項 第 1 項は、次の場合において、子どもをオーストラリアからオーストラリア国外の場所へ連れ出す、または、送り出すことを禁止するものではない。

(a) 第 1 項規定の命令の対象となった各人の署名を付した書面による合意の下で、子どもを連れ出す、または、送り出す場合。

(b) 第 1 項規定の命令と同時、または命令後において、本章または州・準州法に基づいて行われた裁判所の命令に従って、子どもを連れ出す、または、送り出す場合。

注記：被告は、第 2 項規定の事由について証明責任を負う (刑法 13.3 条第 3 項を参照)。

第 65 条 Z 所定の養育命令を申し立てる訴訟手続の継続中における諸義務

第 1 項 もし、本款が適用される養育命令の申立手続 (第 7 章手続) が係属中である場合、その訴訟手続の当事者、その代理人、または、その受託者である人物は、第 2 項規定の場合を除いて、当該 (命令に関わる) 子どもをオーストラリアからオーストラリア国外へ連れ出し、または、送り出してはならない。

刑罰：3 年間の禁固刑。

注記：刑法第 11.1 条 (未遂) 等の従犯に関する規定は、第 1 項により創設された違反に関して適用される。

第 2 項 第 1 項は、次の場合において、子どもをオーストラリアからオーストラリア国外の場所へと連れ出す、または、送り出すことを禁止するものではない。

(a) 第 7 章の訴訟手続における他の各当事者の署名を付した書面による合意の下で、子どもを連れ出す、または、送り出す場合。

(b) 第 7 章訴訟手続の開始後に、本章または州・準州の法に基づいて行われた裁判所の命令に従って、子どもを連れ出す、または、送り出す場合。

注記：被告は、第 2 項規定の事由について証明責任を負う (刑法第 13.3 条第 3 項を参照)。

(2) 原文つき (参考)

The Family Law Act 1975 (1975年連邦家族法)

4 Interpretation

interests, when used in Part VII in relation to a child, includes matters related to the care, welfare or development of the child.

major long-term issues, in relation to a child, means issues about the care, welfare and development of the child of a long-term nature and includes (but is not limited to) issues of that nature about:

- (a) the child's education (both current and future); and
- (b) the child's religious and cultural upbringing; and
- (c) the child's health; and
- (d) the child's name; and
- (e) changes to the child's living arrangements that make it significantly more difficult for the child to spend time with a parent.

To avoid doubt, a decision by a parent of a child to form a relationship with a new partner is not, of itself, a major long-term issue in relation to the child. However, the decision will involve a major long-term issue if, for example, the relationship with the new partner involves the parent moving to another area and the move will make it significantly more difficult for the child to spend time with the

other parent.

第4条 解釈規定

子どもに関する重要な長期的事項とは、子どもの世話、福祉及び成長発達に関する、長期的な事項を指し、そうした性格を備えた次の点に関する事項を含む（但し、それらに限定される訳ではない）。

- (a) 子どもの（現在及び将来における）教育
- (b) 子どもの宗教及び文化教育
- (c) 子どもの健康
- (d) 子どもの名前
- (e) 子どもが一方親と時間を共に過ごすことを著しく困難にするような子どもの居住状況の変更。

疑問を避けるため記載するに、子どもの一方親において、新たなパートナーとの間で関係を形成するという決定自体は、子どもに関する重要な長期的事項にはあたらない。しかしながら、もし、例えば、新たなパートナーとの関係のために当該親が別の地域に移動することになり、その移動によって、子どもが他方の親と共に時間を過ごすことが著しく困難になる場合は、当該決定は重要な長期的事項を伴うものとなる。

post-separation parenting program means a program:

- (a) that is designed to help people to resolve problems that adversely affect the carrying out of their parenting responsibilities (including by providing counselling services or by teaching techniques to resolve disputes); and
- (b) that consists of lectures, discussions (including group discussions) or other activities; and
- (c) that is provided by an organisation that meets the conditions in section 65LB.

離別後の養育プログラムとは、次のようなプログラムを指す。

- (a) 養育責任を果たすことの妨げになるような問題を解決することへの支援（カウンセリングサービスの提供、または、問題解決のための手法の教授等）を目的とする
- (b) 講義、議論（グループディスカッション等を含む）、あるいはその他の活動から構成される
- (c) 第65条LB規定の諸条件を満たす組織により提供されるプログラム

relative of a child:

- (a) in Part VII, means:
 - (i) a step-parent of the child; or
 - (ii) a brother, sister, half-brother, half-sister, step-brother or step-sister of the child; or
 - (iii) a grandparent of the child; or
 - (iv) an uncle or aunt of the child; or
 - (v) a nephew or niece of the child; or
 - (vi) a cousin of the child; and

(b) in subsection (1AB), has the meaning given by subsection (1AC).

子どもの親族とは、

(a) 本法の第七章においては、次の者を指す。

(i) 子どもの継親

(ii) 子どもの兄弟姉妹、半血の兄弟姉妹、継兄弟姉妹

(iii) 子どもの祖父母

(iv) 子どもの伯父・伯母

(v) 子どもの甥姪

(vi) 子どものいとこ

(b) 本法第1条 AB においては、第1条 AC が定める意味を有する。

step-parent, in relation to a child, means a person who:

(a) is not a parent of the child; and

(b) is, or has been, married to or a de facto partner (within the meaning of section 60EA) of, a parent of the child; and

(c) treats, or at any time while married to, or a de facto partner of, the parent treated, the child as a member of the family formed with the parent.

子どもにとって継親とは、次のような者を指す。

(a) 子どもの親でない者

(b) 子どもの一方の親と婚姻している、若しくは、かつて婚姻していた、または、(第60条 EA が定める意味において) 事実上のパートナーである、若しくは、かつて事実上のパートナーであった者

(c) 子どもを、現在、または、その親と婚姻もしくは事実上のパートナー関係を結んでいた間、その親と共に成す家族の一員として扱っている者。または、そのように扱ってきた者。

C parenting order, when used in Division 13 of Part VII, means a parenting order to the extent to which it deals with:

(a) whom a child is to live with; or

(b) whom a child is to spend time with; or

(c) who is to be responsible for a child's day-to-day care, welfare and development.

本法の第7章13節において用いられる場合、Cに定められる養育命令とは、次の事項に関して扱っている限りにおいて養育命令を意味する。

(a) 子どもが共に暮らす者について

(b) 子どもが時間を共に過ごす者について

(c) 子どもの日常的な世話、福祉及び成長発達に対して責任を担うべき者について

(4) A reference in this Act to a person who has parental responsibility for a child is a reference to a person who:

- (a) has some or all of that responsibility solely; or
- (b) shares some or all of that responsibility with another person.

第4項 本法において、子どもに対する親責任を担う者とは、次の人物を指す。

- (a) その親責任の一部若しくは全部を、単独で担う者
- (b) その親責任の一部若しくは全部を他者と共に担う者

(5) A reference in this Act to a person who shares parental responsibility for a child with another person is a reference to a person who shares some or all of the parental responsibility for the child with that other person.

第5項 本法において、子どもの親責任を他者と共に有する者とは、子どもの親責任の一部または全部を、当該他者と共に担う者を指す。

55A Divorce order where children (追加分)

(1) A divorce order in relation to a marriage does not take effect unless the court has, by order, declared that it is satisfied:

- (a) that there are no children of the marriage who have not attained 18 years of age; or
- (b) that the only children of the marriage who have not attained 18 years of age are the children specified in the order and that:
 - (i) proper arrangements in all the circumstances have been made for the care, welfare and development of those children; or
 - (ii) there are circumstances by reason of which the divorce order should take effect even though the court is not satisfied that such arrangements have been made.

(2) Where, in proceedings for a divorce order in relation to a marriage, the court doubts whether the arrangements made for the care, welfare and development of a child of the marriage are proper in all the circumstances, the court may adjourn the proceedings until a report has been obtained from a family consultant regarding those arrangements.

(3) For the purposes of this section, a child (including an ex-nuptial child of either the husband or the wife, a child adopted by either of them or a child who is not a child of either of them) is a child of the marriage if the child was treated by the husband and wife as a child of their family at the relevant time.

(4) For the purposes of subsection (3), the relevant time is the time immediately before the time when the husband and wife separated or, if they have separated on more than one occasion, the time

immediately before the time when they last separated before the institution of the proceedings in which the divorce order was made.

第 55 条 A 子どもがいる場合の離婚命令（追加分）

第 1 項 婚姻に関する離婚命令は、裁判所が命令によって、次の点を認めたことを宣言しなければ効力を有しない。

(a) その婚姻による 18 歳未満の子どもが存在しないこと

(b) その婚姻による 18 歳未満の子どもが、当該命令で特定された子どもであり、かつ、

(i) その子どもの世話、福祉及び成長発達をめぐって、全ての事情に照らして適切な取り決めが行われていること

(ii) 裁判所において、そうした取り決めがなされていると認められない場合においても、その離婚命令が効力を有すべき理由となる事情が存在すること

第 2 項 婚姻に関する離婚命令を求める申立手続において、裁判所がその婚姻による子どもの世話、福祉及び成長発達をめぐり取り決めが、全ての事情に照らして適切であるか否かについて疑問を持つ場合、裁判所は、当該取り決めについて家族コンサルタントによる報告を受けるまで、訴訟手続を延期することができる。

第 3 項 本条において、子ども（夫または妻の前婚の子ども、夫婦のいずれの実子でもなくその一方の養子となった子どもを含む）が、もし当該時点において、夫婦により夫婦の家族の子どもとして扱われていた場合には、その婚姻による子どもとする。

第 4 項 第 3 項において、当該時点とは、夫婦の離別直前を指し、もし夫妻が複数回離別している場合には、当該離婚命令を行う訴訟手続の開始から見て最後の離別の直前を指す。

Part VII—Children

第七章—子ども

Division 1—Introductory

第一節—はじめに

60B Objects of Part and principles underlying it

(1) The objects of this Part are to ensure that the best interests of children are met by:

(a) ensuring that children have the benefit of both of their parents having a meaningful involvement in their lives, to the maximum extent consistent with the best interests of the child; and

(b) protecting children from physical or psychological harm from being subjected to, or exposed to, abuse, neglect or family violence; and

(c) ensuring that children receive adequate and proper parenting to help them achieve their full potential; and

(d) ensuring that parents fulfil their duties, and meet their responsibilities, concerning the care, welfare and development of their children.

第 60 条 B 本章の目的及び基本原理

第 1 項 本章の目的は、次の点によって子どもの最善の利益を実現することである。

(a) 子どもの最善の利益に適う限りにおいて、両親が、最大限、子どもの生活に有意義な関わりを持つことによる利益を子どもに確保すること

(b) 子どもが虐待、ネグレクト若しくは家庭内暴力を受ける、または、その暴力を見聞きすることによって、身体的または心理的に受ける危害から子どもを保護すること

(c) 子どもが最大限の発達可能性を発揮できるよう、十分かつ適切な養育を受けることを確保すること

(d) 両親が、子どもの世話、福祉及び成長発達に関する義務を果たし、責任を担うことを確保すること。

(2) The principles underlying these objects are that (except when it is or would be contrary to a child's best interests):

(a) children have the right to know and be cared for by both their parents, regardless of whether their parents are married, separated, have never married or have never lived together; and

(b) children have a right to spend time on a regular basis with, and communicate on a regular basis with, both their parents and other people significant to their care, welfare and development (such as grandparents and other relatives); and

(c) parents jointly share duties and responsibilities concerning the care, welfare and development of their children; and

(d) parents should agree about the future parenting of their children; and

(e) children have a right to enjoy their culture (including the right to enjoy that culture with other people who share that culture).

第 2 項 これらの目的の基礎となる原則は、次の通りである（それが子どもの最善の利益に反する、または、反するであろう場合を除く）。

(a) 子どもは、父母が婚姻関係にあるか、既に離別したか、そもそも婚姻関係になかったか、または、そもそも同居したことがないかの如何にかかわらず、父母双方を知り、父母双方から世話を受ける権利を有する

(b) 子どもは、父母双方、及び、子どもの世話、福祉及び成長発達にとって重要な他の人物（祖父母その他親族等）と定期的に時間を共に過ごし、通信を行う権利を有する

(c) 父母は、子どもの世話、福祉及び成長発達に関する義務及び責任を共同で担う

(d) 父母は、子どもの将来にわたる養育について合意すべきこと

(e) 子どもは、自身の文化を享受する権利を有すること（当該文化を共有する者と共に、それを享受す

る権利を含む)。

第 3 項 アボリジニ関係・省略

(4) An additional object of this Part is to give effect to the Convention on the Rights of the Child done at New York on 20 November 1989.

第 4 項 本章の目的の追加部分は、1989 年 11 月 20 日にニューヨークにおいて成立した子どもの権利条約を実施する趣旨のものである。

注記：省略

Subdivision BA—Best interests of the child: court proceedings

BA 子どもの最善の利益—裁判手続

60CA Child's best interests paramount consideration in making a parenting order

In deciding whether to make a particular parenting order in relation to a child, a court must regard the best interests of the child as the paramount consideration.

第 60 条 CA 養育命令における最優先の考慮事由としての子どもの最善の利益

裁判所は、子どもに関してある特定の養育命令を行うか否かを決定する場合、子どもの最善の利益を、最優先に考慮しなければならない。

60CB Proceedings to which Subdivision applies

(1) This Subdivision applies to any proceedings under this Part in which the best interests of a child are the paramount consideration.

Note: Division 10 also allows a court to make an order for a child's interests to be independently represented by a lawyer in proceedings under this Part in which the best interests of a child are the paramount consideration.

(2) This Subdivision also applies to proceedings, in relation to a child, to which subsection 60G(2), 63F(2) or 63F(6) or section 68R applies.

第 60 条 CB 本款の適用対象となる訴訟手続

第 1 項 本款は、本章に従って行われ、子どもの最善の利益を最優先の考慮事由とする訴訟手続すべてに適用される。

注記：第 10 節についても、本章に従って行われ、子どもの最善の利益を最優先の考慮事由とする訴訟手続

において、裁判所は、弁護士が子どもの利益を独立して代理する命令を行うことができるものとする。

第2項 本款は、第60条G第2項、第63条F第2項、第63条F第6項、または、第68条Rが適用される子どもに関する訴訟手続にも適用される。

60CC How a court determines what is in a child's best interests

Determining child's best interests

(1) Subject to subsection (5), in determining what is in the child's best interests, the court must consider the matters set out in subsections (2) and (3).

第60条CC 裁判所における子どもの最善の利益の判断のあり方

子どもの最善の利益の判断

第1項 裁判所は、第5項に基づいて、子どもの最善の利益とは何かを判断する際は、第2項及び第3項既定の諸事由について考慮しなければならない。

Primary considerations

(2) The primary considerations are:

第a号 the benefit to the child of having a meaningful relationship with both of the child's parents; and

(b) the need to protect the child from physical or psychological harm from being subjected to, or exposed to, abuse, neglect or family violence.

Note: Making these considerations the primary ones is consistent with the objects of this Part set out in paragraphs 60B(1)(a) and (b).

(2A) In applying the considerations set out in subsection (2), the court is to give greater weight to the consideration set out in paragraph (2)(b).

主要な考慮事由

第2項 主要な考慮事由は、次の通りである。

(a) 子どもが両親との有意義な関係を有することによる利益、及び、

(b) 子どもを虐待、ネグレクト若しくは家庭内暴力を受ける、または、それらを見聞きすることによる身体的または心理的な危害から保護する必要性。

注記：これらの考慮事由を主要な考慮事由に据えた点は、第60条B第1項(a)・(b)規定の本章の目的に沿っている。

第2項A 第2項に定める諸事由を適用する際、裁判所は第2項(b)規定の諸事由を、より重要なものとして評価するものとする。

Additional considerations

(3) Additional considerations are:

付加的な考慮事由

第3項 付加的な考慮事由は、次の通りである。

(a) any views expressed by the child and any factors (such as the child's maturity or level of understanding) that the court thinks are relevant to the weight it should give to the child's views;

(a) 子どもが表明した一切の見解、及び、裁判所において子どもの意見を評価する際に関連性があると考えられる一切の要素（例えば、子どもの成熟性・理解度等）。

(b) the nature of the relationship of the child with:

(i) each of the child's parents; and

(ii) other persons (including any grandparent or other relative of the child);

(b) 次の者と子どもとの関係性

(i) 子どもの父または母

(ii) その他第三者（子どもの祖父母・その他親族等）。

(c) the extent to which each of the child's parents has taken, or failed to take, the opportunity:

(i) to participate in making decisions about major long-term issues in relation to the child; and

(ii) to spend time with the child; and

(iii) to communicate with the child;

(c) 子どもの父または母が、次の点について、どの程度機会を持ってきたか、あるいは、持ってこなかったか

(i) 子どもに関する重要な長期的事項をめぐる決定に参加すること

(ii) 子どもと共に時間を過ごすこと

(iii) 子どもと通信すること

(ca) the extent to which each of the child's parents has fulfilled, or failed to fulfil, the parent's obligations to maintain the child;

(ca) 子どもの父または母が、子どもに対する扶養義務を、どの程度果たしてきたか、または、果たしてこなかったか。

(d) the likely effect of any changes in the child's circumstances, including the likely effect on the child of any separation from:

(i) either of his or her parents; or

(ii) any other child, or other person (including any grandparent or other relative of the child), with whom he or she has been living;

第 d 号 子どもの環境に生じ得る一切の変化。例えば、次の人物との離別による影響を含む。

(i) 子どもの父若しくは母

(ii) 子どもがそれまで共に暮らしてきた、その他一切の子ども、若しくは、その他一切の第三者（祖父母・その他親族等）。

(e) the practical difficulty and expense of a child spending time with and communicating with a parent and whether that difficulty or expense will substantially affect the child's right to maintain personal relations and direct contact with both parents on a regular basis;

(e) 子どもが、一方の親と時間を共に過ごし、通信するために発生する現実的な困難及び費用、並びに、その困難または費用のために、子どもが父母双方との間の密接な関係を維持し、父母双方と定期的に直接面会する権利に大きな影響が及ぶか否か。

(f) the capacity of:

(i) each of the child's parents; and

(ii) any other person (including any grandparent or other relative of the child); to provide for the needs of the child, including emotional and intellectual needs;

(f) 次の人物において、子どもの心理的及び知的ニーズ等の諸ニーズに応えることのできる能力

(i) 子どもの父母各々（OR 父または母）

(ii) その他の第三者（子どもの祖父母・その他親族等）

(g) the maturity, sex, lifestyle and background (including lifestyle, culture and traditions) of the child and of either of the child's parents, and any other characteristics of the child that the court thinks are relevant;

(g) 子ども、子どもの父または母における成熟性、性別、ライフスタイル、及び、その他背景（ライフスタイル、文化及び伝統を含む）、並びに、裁判所が関連性を有すると考える、その他一切の子どもの特性

(h) if the child is an Aboriginal child or a Torres Strait Islander child:

(i) the child's right to enjoy his or her Aboriginal or Torres Strait Islander culture (including the right to enjoy that culture with other people who share that culture); and

(ii) the likely impact any proposed parenting order under this Part will have on that right;

(h) もし、子どもがアボリジニ出身の子ども、または、トレス海峡諸島出身の子どもである場合

(i) 子どもが自身のアボリジニの文化、または、トレス海峡諸島の文化を享受する権利（当該文化を共有する他者と共に当該文化を享受する権利を含む）

(ii) 本章に基づいて行おうとする養育命令が、当該権利に及ぼし得る影響

(i) the attitude to the child, and to the responsibilities of parenthood, demonstrated by each of the

child's parents;

(i) 子どもの父または母が、子どもに対して、及び、親としての責任に対して示す態度。

(j) any family violence involving the child or a member of the child's family;

(j) 子どもまたは子どもの家族の構成員に関わる一切の家庭内暴力。

(k) if a family violence order applies, or has applied, to the child or a member of the child's family—any relevant inferences that can be drawn from the order, taking into account the following:

(i) the nature of the order;

(ii) the circumstances in which the order was made;

(iii) any evidence admitted in proceedings for the order;

(iv) any findings made by the court in, or in proceedings for, the order;

(v) any other relevant matter;

(k) もし、子ども、若しくは、子どもの家族構成員に対して家庭内暴力に関する命令が発令される、または発令されている場合、当該命令から導かれる一切の関連する推察。この点については、次の事由を考慮に入れるものとする。

(i) 当該命令の性質

(ii) 当該命令が発令された事情

(iii) 当該命令の申立手続において認められた一切の証拠

(iv) 当該命令において、裁判所により行われた、または当該命令の申立手続において行われた一切の事実認定

(v) 関連性を有する、その他一切の事由

(l) whether it would be preferable to make the order that would be least likely to lead to the institution of further proceedings in relation to the child;

(l) 子どもに関する更なる訴訟の提起を最も回避し得る命令について、これを命じることが好ましいか否か。

(m) any other fact or circumstance that the court thinks is relevant.

(m) 裁判所が関連性を有すると考える、その他一切の事実または事情。

Consent orders

(5) If the court is considering whether to make an order with the consent of all the parties to the proceedings, the court may, but is not required to, have regard to all or any of the matters set out in subsection (2) or (3).

合意命令

第 5 項 もし、裁判所が、訴訟手続の当事者全員の合意の下で命令を出すことを検討している場合、裁判所は、第 2 項または第 3 項規定の諸事由の全部、または、いずれかを考慮することができるが、その考慮を義務付けられるものではない。

Right to enjoy Aboriginal or Torres Strait Islander culture

(6) For the purposes of paragraph (3)(h), an Aboriginal child's or a Torres Strait Islander child's right to enjoy his or her Aboriginal or Torres Strait Islander culture includes the right:

(a) to maintain a connection with that culture; and

(b) to have the support, opportunity and encouragement necessary:

(i) to explore the full extent of that culture, consistent with the child's age and developmental level and the child's views; and

(ii) to develop a positive appreciation of that culture.

アボリジニまたはトレス海峡諸島の文化を享受する権利

第 6 項 第 3 項 (h) において、アボリジニ出身の子ども、または、トレス海峡諸島出身の子どもが、アボリジニ、または、トレス海峡諸島の文化を享受する権利とは、次の点の権利を含む。

(a) 当該文化とのつながりを維持すること

(b) 次の点のために必要な支援、機会、及び、奨励を受けること。

(i) 子どもの年齢、成長発達の程度、及び、子どもの意見に従って最大限、当該文化を探究すること。

(ii) 当該文化への肯定的な認識を養うこと。

Subdivision BB—Best interests of the child: adviser's obligations

60D Adviser's obligations in relation to best interests of the child

(1) If an adviser gives advice or assistance to a person about matters concerning a child and this Part, the adviser must:

(a) inform the person that the person should regard the best interests of the child as the paramount consideration; and

(b) encourage the person to act on the basis that the child's best interests are best met:

(i) by the child having a meaningful relationship with both of the child's parents; and

(ii) by the child being protected from physical or psychological harm from being subjected to, or exposed to, abuse, neglect or family violence; and

(iii) in applying the considerations set out in subparagraphs (i) and (ii)—by giving greater weight to the consideration set out in subparagraph (ii).

Subdivision BB—Best interests of the child: adviser's obligations

BB 子どもの最善の利益—アドバイザーの諸義務

第 60 条 D 子どもの最善の利益に関するアドバイザーの諸義務

第 1 項 もし、アドバイザーが、ある人物に対して、子ども及び本章に関する事項について、助言または支援を行う場合、アドバイザーは次のことを行わなければならない。

- (a) 対象者に対して、子どもの最善の利益を最優先の事由として考慮すべきことを伝える
 - (b) 対象者に対して、子どもの利益を最善の形で実現するという原則に基づいて行動するよう促す
- それは、次の点によるものとする。

- (i) 子どもが父母双方との間に有意義な関係を有すること
- (ii) 子どもが、虐待、ネグレクト若しくは家庭内暴力を受ける、または、これらを見聞きすることによる、身体的または心理的な危害から保護されること
- (iii) (i)及び(ii)に定められる考慮事由を適用する際は、(ii)の考慮事由をより重視すること。

(2) In this section:

adviser means a person who is:

- (a) a legal practitioner; or
- (b) a family counsellor; or
- (c) a family dispute resolution practitioner; or
- (d) a family consultant.

第 2 項 本条において、アドバイザーとは、次の人物を指す。

- (a) 法律実務家
- (b) 家族カウンセラー
- (c) 家族紛争解決手続士
- (d) 家族支援コンサルタント

Division 2—Parental responsibility

第 2 節 親責任

61A What this Division does

This Division deals with the concept of parental responsibility including, in particular:

- (a) what parental responsibility is; and
- (b) who has parental responsibility.

第 61 条 A 本節の内容

本節は、親責任の概念について規定し、特に次の点に関する規定を含む。

- (a) 親責任とは何か。
- (b) 誰が親責任を有するか。

61B Meaning of parental responsibility

In this Part, parental responsibility, in relation to a child, means all the duties, powers,

responsibilities and authority which, by law, parents have in relation to children.

第 61 条 B 親責任の意味

本章において、子どもに関する親責任とは、父母が子どもに関して法律上有する全ての義務、権能、責任及び権威を意味する。

61C Each parent has parental responsibility (subject to court orders)

(1) Each of the parents of a child who is not 18 has parental responsibility for the child.

Note 1: This section states the legal position that prevails in relation to parental responsibility to the extent to which it is not displaced by a parenting order made by the court. See subsection (3) of this section and subsection 61D(2) for the effect of a parenting order.

Note 2: This section does not establish a presumption to be applied by the court when making a parenting order. See section 61DA for the presumption that the court does apply when making a parenting order.

Note 3: Under section 63C, the parents of a child may make a parenting plan that deals with the allocation of parental responsibility for the child.

(2) Subsection (1) has effect despite any changes in the nature of the relationships of the child's parents. It is not affected, for example, by the parents becoming separated or by either or both of them marrying or re-marrying.

(3) Subsection (1) has effect subject to any order of a court for the time being in force (whether or not made under this Act and whether made before or after the commencement of this section).

Note: Section 111CS may affect the attribution of parental responsibility for a child.

第 61 条 C 父母は各々、親責任を有する（ただし、裁判所の命令に従う）

第 1 項 18 歳未満の子どもの父母は各々、子どもに関する親責任を有する。

注記 1: 本条は、これに代わる裁判所の養育命令が行われない限りにおいて、親責任に関して適用される法的立場を規定する。養育命令の効果に関しては、本条第 3 項、及び、第 61 条 D 第 2 項を参照のこと。

注記 2: 本条は、裁判所が養育命令を出す場合における推定を設けるものではない。裁判所が養育命令を出す場合に適用する推定については、第 61 条 DA を参照のこと。

注記 3: 第 63 条 C に従って、子どもの父母は、子どもの親責任の割当てに関して養育計画を作成することができる。

第 2 項 第 1 項は、子どもの父母の関係性のいかなる変化にかかわらず、効力を有する。例えば、父母の離別、または、父母の一方若しくは双方の婚姻若しくは再婚により影響を受けることはない。

第 3 項 第 1 項は、その当時（OR 当該時点において）有効である、裁判所による一切の命令の効力に服

する。(それは、当該命令が本法に従って行われた命令か否か、及び、本条の施行の前後のいずれに行われた命令かを問わない)。

注記：第 111 条 CS は、子どもに関する親責任の付与に影響を及ぼし得る。

61D Parenting orders and parental responsibility

(1) A parenting order confers parental responsibility for a child on a person, but only to the extent to which the order confers on the person duties, powers, responsibilities or authority in relation to the child.

(2) A parenting order in relation to a child does not take away or diminish any aspect of the parental responsibility of any person for the child except to the extent (if any):

- (a) expressly provided for in the order; or
- (b) necessary to give effect to the order.

第 61 条 D 養育命令、及び、親責任

第 1 項 養育命令とは、ある者に対し、子どもに関する親責任を付与するものである。ただし、それは、当該命令が、その者に対して、当該子どもに関する義務、権限、責任または権威を付与する範囲にとどまる。

第 2 項 子どもに関する養育命令は、何人においても、その子どもに関する親責任を何らかの形で奪う、または、縮減するものではない。ただし、次の場合を除く。

- (a) 当該命令に明示的に定められている場合
- (b) あるいは、当該命令の実現に必要な場合。

61DA Presumption of equal shared parental responsibility when making parenting orders

(1) When making a parenting order in relation to a child, the court must apply a presumption that it is in the best interests of the child for the child's parents to have equal shared parental responsibility for the child.

Note: The presumption provided for in this subsection is a presumption that relates solely to the allocation of parental responsibility for a child as defined in section 61B. It does not provide for a presumption about the amount of time the child spends with each of the parents (this issue is dealt with in section 65DAA).

(2) The presumption does not apply if there are reasonable grounds to believe that a parent of the child (or a person who lives with a parent of the child) has engaged in:

- (a) abuse of the child or another child who, at the time, was a member of the parent's family (or that other person's family); or
- (b) family violence.

(3) When the court is making an interim order, the presumption applies unless the court considers

that it would not be appropriate in the circumstances for the presumption to be applied when making that order.

(4) The presumption may be rebutted by evidence 本推定は証拠により覆すことができる。

that satisfies the court that it would not be in the best interests of the child for the child's parents to have equal shared parental responsibility for the child.

第 61 条 DA 養育命令における平等な共同親責任の推定

第 1 項 裁判所は、子どもに関する養育命令を出す場合、父母が、当該子どもに対し、平等な共同親責任を有することが子どもの最善の利益に適うという推定を働かせなければならない。

注記：本条が規定する推定は、専ら、第 61 条 B が定める子どもの親責任の割当てにのみ関わるものである。子どもが父母各々と共に過ごす時間の長さに関わる推定を規定するものではない（この問題については、第 65 条 DAA に規定されている）。

第 2 項 本推定は、もし、当該子ども的一方の親（あるいは、当該子ども的一方の親と共に暮らす者）が、次の行為を行っていたと信じるべき合理的な根拠が存在する場合には適用されない。

(a) 当該子どもへの虐待、若しくは、当時、その親の家族構成員であった別の子どもに対する虐待（若しくは、その親と共に暮らす者の家族）への虐待

(b) 家庭内暴力

第 3 項 裁判所が暫定命令を発令する場合には、裁判所が、命令を出すに際し、当該事情において本推定の適用が不適切であると考える場合を除き、本推定が適用される。

第 4 項 本推定は、裁判所が、子どもの父母が平等な共同親責任を有することは、子どもの最善の利益に適わないと認めるような証拠をもって覆すことができる。

61E Effect of adoption on parental responsibility

(1) This section applies if:

(a) a child is adopted; and

(b) immediately before the adoption, a person had parental responsibility for the child, whether in full or to a limited extent and whether because of section 61C or because of a parenting order.

(2) The person's parental responsibility for the child ends on the adoption of the child, unless the adoption is by a prescribed adopting parent and leave was not granted under section 60G for the adoption proceedings to be commenced.

第 61 条 E 養子縁組における親責任の効果

第 1 項 本条は、次の場合に適用される。

(a) 子どもが養子縁組を行う場合

(b) 養子縁組の直前の時点で、ある者がその子どもに関する親責任を有していた場合。この時、その親責任が全内容に及ぶか、または、限定的なものであるか、及び、第 61 条 C または養育命令のいずれにより生じたものかは、問わない。

第 2 項 その者の子どもに関する親責任は、その子どもの一切の養子縁組によって終了する。ただし、その養子縁組が、所定の養親によるものであると共に、第 60 条 G に基づく養子縁組手続開始の許可が与えられていない場合は除く。

61DB Application of presumption of equal shared parental responsibility after interim parenting order made

If there is an interim parenting order in relation to a child, the court must, in making a final parenting order in relation to the child, disregard the allocation of parental responsibility made in the interim order.

第 61 条 DB 暫定命令後における、平等な共同親責任の推定の適用

もし、子どもに関する暫定的な養育命令が出されている場合、裁判所は、当該子どもに関する終局的な養育命令を行うに際しては、当該暫定命令によって行われた親責任の割当ては無視しなければならない。

Division 4—Parenting plans

第 4 節 養育計画

第 63 条 A 省略

63B Parents encouraged to reach agreement

The parents of a child are encouraged:

- (a) to agree about matters concerning the child; and
- (b) to take responsibility for their parenting arrangements and for resolving parental conflict; and
- (c) to use the legal system as a last resort rather than a first resort; and
- (d) to minimise the possibility of present and future conflict by using or reaching an agreement; and
- (e) in reaching their agreement, to regard the best interests of the child as the paramount consideration.

Note: Parents are encouraged to reach an informal agreement between themselves about matters concerning their children by entering into a parenting plan. Parents who seek enforceable arrangements require court orders. These can be obtained by consent.

第 63 条 B 父母における合意形成の奨励

子どもの父母は、次のことを奨励される。

- (a) 子どもに関する事項について合意すること
- (b) 自らの責任をもって、養育に関する取り決めをし、及び、養育に関する紛争を解決すること
- (c) 法制度を、第一の手段としてではなく最終手段として用いること
- (d) 合意形成によって、現在及び将来における紛争の可能性を最小限に抑えること
- (e) 合意形成に際しては、子どもの最善の利益を最優先の事由として考慮すること。

注記：父母においては、養育計画を作成することにより、子どもに関する諸事項について非公式の合意を行うことが推奨される。強制執行可能な取り決めを求める父母においては、裁判所命令が必要となる。その裁判所命令は、合意により得ることができる。

63C Meaning of parenting plan and related terms

- (1) A parenting plan is an agreement that:
 - (a) is in writing; and
 - (b) is or was made between the parents of a child; and
 - (ba) is signed by the parents of the child; and
 - (bb) is dated; and
 - (c) deals with a matter or matters mentioned in subsection (2).

第 63 条 C 養育計画の意味及び関連条項

第 1 項 養育計画とは、次にあげる合意を指す。

- (a) 書面によるもの
- (b) 子どもの父母の間で作成されるもの、または、作成されたもの
- (ba) 子どもの父母の署名が付されているもの
- (bb) 日付が付されたもの
- (c) 第 2 項規定の事由の一つまたは複数を対象とするもの

(1A) An agreement is not a parenting plan for the purposes of this Act unless it is made free from any threat, duress or coercion.

(1A) 合意は、それが脅迫、強要、または強制によらず締結されたものでない限り、本法における養育計画にあたらぬ。

- (2) A parenting plan may deal with one or more of the following:
 - (a) the person or persons with whom a child is to live;
 - (b) the time a child is to spend with another person or other persons;
 - (c) the allocation of parental responsibility for a child;
 - (d) if 2 or more persons are to share parental responsibility for a child—the form of consultations those persons are to have with one another about decisions to be made in the exercise of

that responsibility;

(e) the communication a child is to have with another person or other persons;

(f) maintenance of a child;

(g) the process to be used for resolving disputes about the terms or operation of the plan;

(h) the process to be used for changing the plan to take account of the changing needs or circumstances of the child or the parties to the plan;

(i) any aspect of the care, welfare or development of the child or any other aspect of parental responsibility for a child.

第 2 項 養育計画は、次の事項のうち一つまたは複数を対象とすることが可能である。

(a) 子どもが共に暮らすべき者（複数の場合あり）

(b) 子どもがもう一方の者（複数の場合あり）と共に過ごす時間、

(c) 子どもに関する親責任の割当て、

(d) 二人以上の者で子どもに関する親責任を分担する場合には、当該責任の行使において行うべき諸決定に関して、分担者相互間で行う協議の形態

(e) 子どもがもう一方の者（複数の場合あり）との間で行うべき通信

(f) 子どもの扶養

(g) 当該計画の条項または実施に関する紛争解決のための手続

(h) 子どもまたは当該計画の当事者における必要性、または事情の変更を理由とした、計画変更のための手続

(i) 子どもの世話、福祉若しくは成長発達に関する一切の内容、または、子どもに関する親責任のその他一切の内容

Note: Paragraph (f)—if the Child Support (Assessment) Act 1989 applies, provisions in a parenting plan dealing with the maintenance of a child (as distinct from child support under that Act) are unenforceable and of no effect unless the provisions in the plan are a child support agreement (see section 63CAA and subsection 63G(5) of this Act).

注記： 第 f 号— 1989 年児童扶養（評価算定）法が適用される場合、養育計画中における子どもの扶養に関する条項（1989 年児童扶養法の下での子どもの扶養とは異なる）は強制執行不可能であり、効力を有しない。ただし、養育計画中の条項が子どもの扶養合意にあたる場合を除く（第 63 条 CAA 及び第 63 条 G 第 5 項を参照）。

(2A) The person referred to in subsection (2) may be, or the persons referred to in that subsection may include, either a parent of the child or a person other than the parent of the child (including a grandparent or other relative of the child).

(2A) 第 2 項で規定される者（複数の場合あり）には、子どもの父母または父母以外の第三者（子ども

の祖父母・その他親族等) が該当する。

(2B) Without limiting paragraph (2)(c), the plan may deal with the allocation of responsibility for making decisions about major long-term issues in relation to the child.

(2B) 養育計画においては、子どもの重要な長期的事項に関して決定する責任の割当てについて定めることができる。ただし、それは第2項(c)に限定されるものではない。

(2C) The communication referred to in paragraph (2)(e) includes (but is not limited to) communication by:

- (a) letter; and
- (b) telephone, email or any other electronic means.

(2C) 第2項(e)規定の通信とは、次の手段による通信を含む(ただし、これらに限定されるものではない)。

- (a) 手紙
- (b) 電話、Eメール、または、その他一切の電子的手段。

(3) An agreement may be a parenting plan:

- (a) whether made before or after the commencement of this section; and
- (b) whether made inside or outside Australia; and
- (c) whether other persons as well as a child's parents are also parties; and
- (d) whether it deals with other matters as well as matters mentioned in subsection (2).

Note: One of the other matters with which a parenting plan may deal is child support (see section 63CAA).

第3項 合意は、次の点にかかわらず、養育計画になり得る。

- (a) 合意が形成されたのが、本条の施行前または後のいずれであるか
- (b) 合意形成がなされたのが、オーストラリア国内または国外のいずれであるか
- (c) 合意において、子どもの父母だけでなくその他の第三者も当事者になっているか否か
- (d) 合意において、第2項規定の諸事項以外の事項を定めているか否か

注記：養育計画の内容となるその他の事項の一つとして、子どもの扶養を対象とすることができる(第63条CAAを参照)。

(4) Provisions of a parenting plan that deal with matters other than the maintenance of a child are child welfare provisions.

第4項 養育計画において、子どもの扶養以外の事項について定める条項は、子どもの福祉に関する条項となる。

(5) Provisions of a parenting plan that deal with the matter mentioned in paragraph (2)(f) are child maintenance provisions.

第 5 項 養育計画において、第 2 項 (f) 規定の事項について定める条項は、子どもの扶養に関する条項となる。

(6) A registered parenting plan is a parenting plan:

(a) that was registered in a court under section 63E as in force at any time before the commencement of the Family Law Amendment Act 2003; and

(b) that continued to be registered immediately before the commencement of the Family Law Amendment Act 2003.

第 6 項 登録された養育計画とは、次のような養育計画を指す。

(a) 第 63 条 E に基づいて、裁判所において登録され、Family Law Amendment Act 2003 (2003 年家族法改正法) の施行前の (いずれかの) 時点において有効であったもの。

(b) Family Law Amendment Act 2003 (2003 年家族法改正法) 施行前直前に登録され、以降も登録が継続しているもの。

63CAA Parenting plans may include child support provisions

(1) If a parenting plan includes provisions of a kind referred to in subsection 84(1) of the Child Support (Assessment) Act 1989, the provisions do not have effect for the purposes of this Act.

(2) Subsection (1) does not affect the operation of the provisions for any other purpose.

(3) Nothing in this Division is to be taken to prevent the same agreement being both a parenting plan under this Part and a child support agreement under Part 6 of the Child Support (Assessment) Act 1989.

第 63 条 CAA 養育計画は子どもの扶養に関する条項を含むことができる。

第 1 項 養育計画において、1989 年児童扶養 (評価算定) 法第 84 条(1)に規定される条項を含む場合には、当該条項は、本命令が定めるところの効力を有しない。

第 2 項 第 1 項は、その他の趣旨の条項の運用に影響を及ぼさない。

第 3 項 本節の規定は、同一の合意が、本章に基づいて締結された養育計画であると共に、1989 年児童扶養 (評価算定) 法第 6 章に基づいて締結された児童扶養に関する合意でもあることを妨げるものではない。

63D Parenting plan may be varied or revoked by further written agreement

A parenting plan, other than a plan to which section 63DB applies, may be varied or revoked by agreement in writing between the parties to the plan.

第 63 条 D 新たな書面での合意締結による養育計画の変更または破棄

養育計画は、第 63 条 DB が適用される場合を除き、当該計画の当事者間における書面による合意をもって、変更または破棄することができる。

Division 5—Parenting orders—what they are

第 5 節 養育命令—養育命令とは何か

64B Meaning of parenting order and related terms

(1) A parenting order is:

(a) an order under this Part (including an order until further order) dealing with a matter mentioned in subsection (2); or

(b) an order under this Part discharging, varying, suspending or reviving an order, or part of an order, described in paragraph (a).

第 64 条 B 養育命令及び関連用語の意味

第 1 項 養育命令とは、

(a) 本章に基づいて行われ、第 2 項規定の事由について取り扱う命令（新たな別の命令が行われるまでの命令も含む）

(b) 本章に基づき、(a) 規定の命令、若しくは、その一部を、破棄、変更、停止、若しくは復活させる命令

However, a declaration or order under Subdivision E of Division 12 is not a parenting order.

しかしながら、第 12 節 E に従って行われる宣言または命令は養育命令にはあたらない。

(2) A parenting order may deal with one or more of the following:

(a) the person or persons with whom a child is to live;

(b) the time a child is to spend with another person or other persons;

(c) the allocation of parental responsibility for a child;

(d) if 2 or more persons are to share parental responsibility for a child—the form of consultations those persons are to have with one another about decisions to be made in the exercise of that responsibility;

(e) the communication a child is to have with another person or other persons;

(f) maintenance of a child;

(g) the steps to be taken before an application is made to a court for a variation of the order to take account of the changing needs or circumstances of:

- (i) a child to whom the order relates; or
- (ii) the parties to the proceedings in which the order is made;
- (h) the process to be used for resolving disputes about the terms or operation of the order;
- (i) any aspect of the care, welfare or development of the child or any other aspect of parental responsibility for a child.

The person referred to in this subsection may be, or the persons referred to in this subsection may include, either a parent of the child or a person other than the parent of the child (including a grandparent or other relative of the child).

第2項 養育命令には、次の事項のうち一つまたは複数を対象とすることが可能である。

- (a) 子どもが共に暮らすべき者（複数の場合あり）
- (b) 子どもがもう一方の者（複数の場合あり）と共に過ごす時間、
- (c) 子どもに関する親責任の割当て、
- (d) 二人以上の者で子どもに関する親責任を分担する場合には、当該責任の行使において行うべき諸決定に関して、分担者相互間で行う協議の形態
- (e) 子どもがもう一方の者（複数の場合あり）との間で行うべき通信
- (f) 子どもの扶養
- (g) 裁判所に対し命令変更の申立て前にとるべき手段。その命令の変更は、次の者における必要性、または事情の変更を理由とする。
 - (i) 当該命令の対象となる子ども
 - (ii) 当該命令を行った訴訟手続の当事者
 - (h) 当該命令の条項または実施に関する紛争解決のための手続
 - (i) 子どもの世話、福祉若しくは成長発達に関する一切の内容、または、子どもに関する親責任のその他一切の内容

Note: Paragraph (f)—a parenting order cannot deal with the maintenance of a child if the Child Support (Assessment) Act 1989 applies.

注記：(f)：1989年児童扶養（評価算定）法が適用される場合、養育命令は子どもの扶養について定める（OR 取り扱う）ことはできない。

(3) Without limiting paragraph (2)(c), the order may deal with the allocation of responsibility for making decisions about major long-term issues in relation to the child.

第3項 養育命令においては、子どもの重要な長期的事項に関して決定する責任の割当てについて定めることができる。ただし、それは第2項(c)に限定されるものではない。

(4) The communication referred to in paragraph (2)(e) includes (but is not limited to) communication by:

- (a) letter; and
- (b) telephone, email or any other electronic means.

第4項 第2項第e号規定の通信とは、次の手段による通信を含む（ただし、これらに限定されるものではない）。

- (a) 手紙
- (b) 電話、Eメール、またはその他一切の電子的手段。

(4A) Without limiting paragraphs (2)(g) and (h), the parenting order may provide that the parties to the proceedings must consult with a family dispute resolution practitioner to assist with:

- (a) resolving any dispute about the terms or operation of the order; or
- (b) reaching agreement about changes to be made to the order.

(4A) 養育命令は、訴訟手続の当事者において、家族紛争解決手続士に相談し、次の点について、支援を受けなければならない旨を定めることができる。ただし、それは第2項 (g) 及び (h) に限定されるものではない。

- (a) 当該命令の条項、若しくは、実施に関する一切の紛争の解決について
- (b) 当該命令の変更に関する合意形成について

(5) To the extent (if at all) that a parenting order deals with the matter mentioned in paragraph (2)(f), the order is a child maintenance order.

第5項 養育命令において、第2項 (f) 規定の事由について定める場合、その限りにおいて、当該命令は児童扶養命令にあたる。

(6) For the purposes of this Act:

(a) a parenting order that provides that a child is to live with a person is made in favour of that person; and

(b) a parenting order that provides that a child is to spend time with a person is made in favour of that person; and

(c) a parenting order that provides that a child is to have communication with a person is made in favour of that person; and

(d) a parenting order that:

- (i) allocates parental responsibility for a child to a person; or
- (ii) provides that a person is to share parental responsibility for a child with another person; is made in favour of that person.

第6項 本法において、

- (a) 子どもがある者と共に暮らすことについて定める養育命令は、その者のために行われる。
- (b) 子どもがある者と共に時間を過ごすことについて定める養育命令は、その者のために行われる。

- (c) 子どもがある者と通信を行うことについて定める養育命令は、その者のために行われる。
- (d) 養育命令は、次の場合、その者のために行われる。
- (i) 子どもに関する親責任をある者に対して付与する場合、
- (ii) あるいは、当該人物がある者と共に、子どもに関する親責任を分担することを定める場合

64C Parenting orders may be made in favour of parents or other persons

A parenting order in relation to a child may be made in favour of a parent of the child or some other person.

第64条C 子どもに関する養育命令は、子どもの父母またはその他第三者を対象として行うことができる。

Division 6—Parenting orders other than child maintenance orders

Subdivision A—Introductory

第6節 児童扶養命令以外の養育命令

Subdivision A—はじめに

65A 本節の内容・・・省略

65AA Child’s best interests paramount consideration in making a parenting order

Section 60CA provides that in deciding whether to make a particular parenting order in relation to a child, a court must regard the best interests of the child as the paramount consideration.

第65条AA 養育命令を行う場合における、最優先の事由としての子どもの最善の利益

第60条CAは、裁判所において、子どもに関するある特定の養育命令を行うか否かを決定する場合、子どもの最善の利益を最優先の事由として考慮しなければならないことを定める。

Subdivision B—Applying for and making parenting orders

B 養育命令の申立て及び付与

65C Who may apply for a parenting order

A parenting order in relation to a child may be applied for by:

- (a) either or both of the child’s parents; or
- (b) the child; or
- (ba) a grandparent of the child; or
- (c) any other person concerned with the care, welfare or development of the child.

第65条C 養育命令申立権者

子どもに関する養育命令は、次の者が申し立てることができる。

- (a) 子どもの父母の一方若しくは双方
- (b) 子ども
- (ba) 子どもの祖父母
- (c) 子どもの世話、福祉若しくは成長発達に関わりのある第三者

65D Court's power to make parenting order

(1) In proceedings for a parenting order, the court may, subject to sections 61DA (presumption of equal shared parental responsibility when making parenting orders) and 65DAB (parenting plans) and this Division, make such parenting order as it thinks proper.

Note: Division 4 of Part XIII A (International protection of children) may affect the jurisdiction of a court to make a parenting order.

(2) Without limiting the generality of subsection (1)

and subject to section 61DA (presumption of equal shared parental responsibility when making parenting orders) and 65DAB (parenting plans) and this Division,

a court may make a parenting order

that discharges, varies, suspends or revives some or all of an earlier parenting order.

第 65 条 D 裁判所における養育命令付与の権限

第 1 項 養育命令申立の訴訟手続において、裁判所は、第 61 条 DA (養育命令時における平等な共同親責任の推定)、第 65 条 DAB (養育計画)、及び、本節に基づいて、裁判所において適切と考える命令を行うことができる。

注記：第 13AA 章 (子どもの国際的な保護) 第 4 節は、裁判所の養育命令付与の権限に影響を及ぼし得る。

第 2 項 裁判所は、第 1 項の一般原則を制限することなく、第 61 条 DA (養育命令時における平等な共同親責任の推定)、第 65 条 DAB (養育計画)、及び、本節に従い、以前の養育命令の一部または全部の破棄・変更・停止または復活させる養育命令を行うことができる。

(3) If the application for the parenting order was made as a result of the adjournment under paragraph 70NEB(1)(c) of proceedings under Subdivision E of Division 13A of Part VII:

(a) the court must hear and determine the application as soon as practicable; and

(b) if the court makes a parenting order on the application, the court may, if it thinks it is appropriate to do so, dismiss the proceedings under that Subdivision.

Note: The applicant may apply to the Family Court or to the Federal Magistrates Court for the application for the parenting order or for the proceedings under Subdivision E of Division 13A of Part VII, or both, to be transferred to the Federal Magistrates Court or to the Family Court, as the case requires (see section 33B of this Act and section 39 of the Federal Magistrates Act 1999).

第3項 第7章・第13A節Eの下で行われる第70条NEB第1項(c) 手続の延期の結果として、養育命令の申し立てが行われる場合、

(a) 裁判所は、当該申し立てについて、できる限り早急に審理及び決定を行わなければならない。

(b) 裁判所が当該申し立てに基づいて養育命令を行う場合、裁判所において適切と考えるなら、本款に基づく訴訟手続を棄却(OR 却下)することができる。

注記：省略

65DAA Court to consider child spending equal time or substantial and significant time with each parent in certain circumstances

第65条DAA 裁判所において、一定の事情のもとで、子どもが父母各々と平等な時間または十分かつ重要な時間を共に過ごすことに関する検討すること

Equal time

(1) Subject to subsection (6), if a parenting order provides (or is to provide) that a child's parents are to have equal shared parental responsibility for the child, the court must:

(a) consider whether the child spending equal time with each of the parents would be in the best interests of the child; and

(b) consider whether the child spending equal time with each of the parents is reasonably practicable; and

(c) if it is, consider making an order to provide (or including a provision in the order) for the child to spend equal time with each of the parents.

●平等な時間

第1項 第6項に基づき、もし、養育命令において、父母が子どもに関する平等な共同親責任を有することを定める（または、定めようとする）場合、裁判所は、次のことを検討しなければならない。

(a) 子どもが父母各々と平等な時間を共に過ごす措置が、子どもの最善の利益に適うか否か

(b) 子どもが父母各々と平等な時間を共に過ごす措置が、合理的に実現可能か否か

(c) もし、そうである場合、子どもが父母各々と平等な時間を過ごすことを定める命令（または、その旨の条項を含む命令）を行うことを検討しなければならない。

Substantial and significant time

(2) Subject to subsection (6), if:

(a) a parenting order provides (or is to provide) that a child's parents are to have equal shared parental responsibility for the child; and

(b) the court does not make an order (or include a provision in the order) for the child to spend equal time with each of the parents;

the court must:

(c) consider whether the child spending substantial and significant time with each of the parents would be in the best interests of the child; and

(d) consider whether the child spending substantial and significant time with each of the parents is reasonably practicable; and

(e) if it is, consider making an order to provide (or including a provision in the order) for the child to spend substantial and significant time with each of the parents.

Note 1: The effect of section 60CA is that in deciding whether to go on to make a parenting order for the child to spend substantial time with each of the parents, the court will regard the best interests of the child as the paramount consideration.

Note 2: See subsection (5) for the factors the court takes into account in determining what is reasonably practicable.

●十分かつ重要な時間

第2項 第6項に基づき、

(a) 養育命令において、子どもの父母が平等な共同親責任を有することを定める（または、定めようとする）場合で、かつ、

(b) 裁判所において、子どもが父母各々と平等な時間を過ごす措置を定める命令（または、その旨の条項を含む命令）を行わない場合、裁判所は、次のことを検討しなければならない。

(c) 子どもが父母各々と十分かつ重要な時間を共に過ごす措置が、子どもの最善の利益に適うか否か

(d) 子どもが父母各々と十分かつ重要な時間を共に過ごす措置が、合理的に実現可能か否か

(e) もし、そうである場合には、子どもが父母各々と平等な時間を過ごす措置を定める命令（または、その旨の条項を含む命令）を行うことを検討しなければならない。

注記1 第60条 CA は、子どもに関してそれぞれの親と重要な時間を過ごす内容の養育命令を継続するかどうかを判断することにおいても有効であり、裁判所は、子どもの最善の利益を最優先の事由とする。

注記2 裁判所が、合理的に実現可能であることを判断する際に考慮する要素については、第5項参照。

(3) For the purposes of subsection (2), a child will be taken to spend substantial and significant time with a parent only if:

(a) the time the child spends with the parent includes both:

(i) days that fall on weekends and holidays; and

(ii) days that do not fall on weekends or holidays; and

(b) the time the child spends with the parent allows the parent to be involved in:

(i) the child's daily routine; and

(ii) occasions and events that are of particular significance to the child; and

(c) the time the child spends with the parent allows the child to be involved in occasions and events

that are of special significance to the parent.

第3項 第2項において、子どもが父母と十分かつ重要な時間を過ごしていると解されるのは次の場合に
限られる。

(a) 子どもが当該父母と共に過ごす時間において、次の両方が含まれる場合。

(i) 週末及び休日

(ii) 週末及び休日にあたらぬ日

(b) 子どもが当該父母と共に過ごす時間において、次の事柄の両方に父母が参加できている場合。

(i) 子どもの日常生活

(ii) 子どもにとって特に重要な行事・イベント。

(c) 子どもが父または母と共に過ごす時間において、当該父母にとって特に重要な出来事・イベントに、
子どもが参加できている場合。

(4) Subsection (3) does not limit the other matters to which a court can have regard in determining
whether the time a child spends with a parent would be substantial and significant.

第4項 第3項は、裁判所において、子どもが父母と共に過ごす時間が十分かつ重要であるか否かを判断
する際に考慮できるその他の事由を制限するものではない。

Reasonable practicality

(5) In determining for the purposes of subsections (1) and (2) whether it is reasonably practicable for
a child to spend equal time, or substantial and significant time, with each of the child's parents, the
court must have regard to:

(a) how far apart the parents live from each other; and

(b) the parents' current and future capacity to implement an arrangement for the child spending
equal time, or substantial and significant time, with each of the parents; and

(c) the parents' current and future capacity to communicate with each other and resolve difficulties
that might arise in implementing an arrangement of that kind; and

(d) the impact that an arrangement of that kind would have on the child; and

(e) such other matters as the court considers relevant.

Note: Paragraph (c) reference to future capacity—the court has power under section 13C to
make orders for parties to attend family counselling or family dispute resolution or participate in
courses, programs or services.

●合理的な実現可能性

第5項 第1項及び第2項において、子どもが父母各々と平等な時間、または十分かつ重要な時間を共に
過ごすことが合理的に実現可能か否かを判断するに際しては、裁判所は、次の点を考慮しなければならぬ

い。

(a) 父母が互いにどの程度離れて暮らしているか。

(b) 父母において、子どもが父または母と平等な時間、または、十分かつ重要な時間を共に過ごす取り決めを実現する、現在及び将来的な能力。

(c) 父母において、相互に意思疎通を行い、取り決めを実現するに際して生じるであろう諸問題を解決することができる、現在及び将来的な能力。

(d) 当該取り決めが子どもに対して及ぼし得る影響。

(e) その他、裁判所が関連性を有すると考える事由。

注記：(c) 規定の将来的な能力：裁判所は、第 13 条 C に基づいて、当事者に対して、家族カウンセリング若しくは家族紛争解決手続に参加するよう、または、そのようなコース、プログラム若しくはサービスに参加するよう命令することができる。

Consent orders

(6) If:

(a) the court is considering whether to make a parenting order with the consent of all the parties to the proceedings; and

(b) the order provides (or is to provide) that a child's parents are to have equal shared parental responsibility for the child;

the court may, but is not required to, consider the matters referred to in paragraphs (1)(a) to (c) or (if applicable) the matters referred to in paragraphs (2)(c) to (e).

●合意命令

第 6 項 もし、

(a) 裁判所において、訴訟手続の全当事者の合意の下で、養育命令を行うか否かを検討している場合、かつ、

(b) 当該命令において、父母が子どもに関する平等な共同親責任を有する旨を定める（または、定めようとする）場合、

裁判所は、第 1 項 (a) ないし (c) 規定の諸事由（適用可能な場合）、または、第 2 項 (c) ないし (e) 規定の諸事由について考慮することができる。ただし、裁判所は、その考慮を義務付けられるものではない。

(7) To avoid doubt, subsection (6) does not affect the application of section 60CA in relation to a parenting order.

第 7 項 疑問を避けるため記載するに、第 6 項は、養育命令に関する第 60 条 CA の適用に影響を及ぼすものではない。

Note: Section 60CA requires the best interests of the child to be the paramount consideration in a decision whether to make a particular parenting order.

注記：第 60 条 CA は、特定の養育命令を行うか否かの決定において、子どもの最善の利益を最優先の事由として考慮することを求める。

65DAB Court to have regard to parenting plans

When making a parenting order in relation to a child, the court is to have regard to the terms of the most recent parenting plan (if any) that has been entered into between the child's parents (to the extent to which that plan relates to the child) if doing so would be in the best interests of the child.

第 65 条 DAB 裁判所における養育計画の考慮

裁判所は、子どもに関する養育命令を行う際、(もし、養育計画が締結されている場合、) (当該計画が当該子どもに関連する限りにおいて、) もし、そうすることが子どもの最善の利益におけることならば、子どもの父母の間で締結された直近の養育計画の条項を考慮するものとする。

65DAC Effect of parenting order that provides for shared parental responsibility

(1) This section applies if, under a parenting order:

(a) 2 or more persons are to share parental responsibility for a child; and

(b) the exercise of that parental responsibility involves making a decision about a major long-term issue in relation to the child.

第 65 条 DAC 平等な共同親責任を定める養育命令の効力

第 1 項 本条は、次の場合に適用される。すなわち、養育命令に基づいて、

(a) 子どもに関する親責任を二人以上の者で分担する場合、

(b) 当該親責任の行使において、子どもに関する重要な長期的事項に関する決定を含む場合。

(2) The order is taken to require the decision to be made jointly by those persons.

Note: Subject to any court orders, decisions about issues that are not major long-term issues are made by the person with whom the child is spending time without a need to consult the other person (see section 65DAE).

第 2 項 当該命令においては、当該複数人による共同での諸決定を求めていると解するものとする。

注記：いかなる裁判所命令の下でも、重要な長期的事項に該当しない事項に関する決定は、子どもが時間を共に過ごしている人物によって、他者との協議の必要なく、これを行うことができる。

(3) The order is taken to require each of those persons:

(a) to consult the other person in relation to the decision to be made about that issue; and

(b) to make a genuine effort to come to a joint decision about that issue.

第3項 当該命令は、当該複数人の各々に対し、次のことを求めるものと解される。

- (a) 当該事項に関する決定に際し、他の者と協議すること。
- (b) 当該事項に関して、共同決定に達するよう真摯な努力を行うこと。

(4) To avoid doubt, this section does not require any other person to establish, before acting on a decision about the child communicated by one of those persons, that the decision has been made jointly.

第4項 疑問を避けるため記載するに、本条は、上記の人物のうち的一名により明らかにされた子どもに関する決定に従って行動する前に、その他のいかなる者において、当該決定が共同で行われたことを証明することを求めるものではない。

65DAE No need to consult on issues that are not major long-term issues

(1) If a child is spending time with a person at a particular time under a parenting order, the order is taken not to require the person to consult a person who:

- (a) has parental responsibility for the child; or
- (b) shares parental responsibility for the child with another person;

about decisions that are made in relation to the child during that time on issues that are not major-long term issues.

Note: This will mean that the person with whom the child is spending time will usually not need to consult on decisions about such things as what the child eats or wears because these are usually not major long-term issues.

(2) Subsection (1) applies subject to any provision to the contrary made by a parenting order.

第65条 DAE 重要な長期的事項に該当しない事項に関する協議の不要

第1項 養育命令に従って、子どもが、ある特定の時点において、ある者と共に時間を過ごしている場合、当該命令は、その者に対し、

- (a) 子どもに関する親責任を有する者
- (b) 子どもに関する親責任を他者と分担している者

との間で、重要な長期的事項に該当しない事項について、その時間において子どもに関して決定すべき場合、協議することを求めるものとは解されない。

65DA Parenting orders

- (1) This section applies when a court makes a parenting order.
- (2) It is the duty of the court to include in the order particulars of:

- (a) the obligations that the order creates; and
 - (b) the consequences that may follow if a person contravenes the order.
- (3) If any of the persons to whom the order is directed is not represented by a legal practitioner, it is also the duty of the court to explain to the person, or to each of the persons:
- (a) the availability of programs to help people to understand their responsibilities under parenting orders; and
 - (b) the availability and use of location and recovery orders to ensure that parenting orders are complied with.
- (3) If any of the persons to whom the order is directed is not represented by a legal practitioner, it is also the duty of the court to explain to the person, or to each of the persons:
- (a) the availability of programs to help people to understand their responsibilities under parenting orders; and
 - (b) the availability and use of location and recovery orders to ensure that parenting orders are complied with.

第 65 条 DA 養育命令

第 1 項 本条は、裁判所が養育命令を行う場合に適用される。

第 2 項 裁判所は、当該命令に、次の点に関する事項を含めなければならない。

- (a) 当該命令が創設する諸義務について
- (b) ある人物が当該命令に違反した場合に生じる結果について

第 3 項 当該命令の対象となった者のうちいずれかの者が、法律家により代理されていない場合、裁判所は、当該人物（複数の場合は各々）に対して、次の点を説明しなければならない。

- (a) 養育命令のもとでの彼らの責任を理解できるよう、各種プログラムを利用可能なこと
- (b) 養育命令に従うことを保障するため、返還命令や居所に関する命令を利用できること

(4) The court may cause to be prepared, and given to persons to whom a parenting order is directed, a document setting out particulars of the matters mentioned in paragraphs (3)(a) and (b).

第 4 項

裁判所は、第 3 項 (a) および (b) において規定される事由の詳細を定める文書を用意させ、それを、養育命令が命じられた人に対して与えることができる。

(5) If a person to whom the order is directed is represented by a legal practitioner, the court may request the practitioner:

- (a) to assist in explaining to the person the matters mentioned in paragraphs (2)(a) and (b); and
- (b) to explain to the person the matters mentioned in paragraphs (3)(a) and (b).

第 5 項 当該命令の対象となる人物が、法律家により代理されている場合、裁判所は、当該法律家に対して、次の点を求めることができる。

- (a) その人物に対して、第 2 項 (a) 及び (b) 規定の事由を説明する支援すること
- (b) その人物に対して、第 3 項 (a) 及び (b) 規定の事由を説明すること

(6) If a request is made by the court to a legal practitioner under paragraph (5)(a) or (b), it is the duty of the practitioner to comply with the request.

第 6 項

裁判所が、法律家に第 5 項 (a) あるいは (b) に基づく依頼をした場合、法律家はその依頼に応じなければならない。

(7) Failure to comply with a requirement of, or with a request made under, this section does not affect the validity of a parenting order.

第 7 項

この条文にもとづく要請や依頼が満たされなくとも、養育命令の効力には影響を及ぼさない。

(8) Any matter that is required by this section to be included in a parenting order or any explanation that is required by this section to be given to a person is to be expressed in language that is likely to be readily understood by the person to whom the order is directed or the explanation is given.

第 8 項

この条文によって求められるいかなる事由 養育命令に含まれる 若しくは、この条文によって求められるいかなる説明は、当該命令が行われる、若しくは説明がなされる対象の者に理解しやすい言語で表現されなければならない。

65F General requirements for counselling before parenting order made

- (2) Subject to subsection (3), a court must not make a parenting order in relation to a child unless:
- (a) the parties to the proceedings have attended family counselling to discuss the matter to which the proceedings relate; or
 - (b) the court is satisfied that there is an urgent need for the parenting order, or there is some other special circumstance (such as family violence), that makes it appropriate to make the order even though the parties to the proceedings have not attended a conference as mentioned in paragraph (a); or
 - (c) the court is satisfied that it is not practicable to require the parties to the proceedings to attend a conference as mentioned in paragraph (a).

- (3) Subsection (2) does not apply to the making of a parenting order if:
- (a) it is made with the consent of all the parties to the proceedings; or
 - (b) it is an order until further order.

(4) In this section:

proceedings for a parenting order includes:

- (a) proceedings for the enforcement of a parenting order; and
- (b) any other proceedings in which a contravention of a parenting order is alleged.

第3項 第2項は、次の場合には、養育命令の付与において適用されない。

- (a) 養育命令が、訴訟手続の当事者全員の合意の下で行われる場合
- (b) 養育命令が、さらなる命令が行われるまでの間の命令である場合。

第4項 本条においては、養育命令申立手続としては、次の二つを含む。

- (a) 養育命令の強制執行を求める訴訟手続
- (b) その他、養育命令の違反が主張される一切の訴訟手続

第65条 F 養育命令前におけるカウンセリングの一般的要件

第1項 ??削除??

第2項 第3項に基づき、裁判所は、次の場合を除いて、子どもに関する養育命令を行ってはならない。

- (a) 当該訴訟手続の当事者が家族カウンセリングに参加し、当該訴訟手続に関わる問題について、すでに話し合っている場合
- (b) 裁判所において、養育命令を行うべき緊急の必要が存在している、または、その他特別の事情（例えば、家庭内暴力等）のために、たとえ訴訟手続当事者が (a) 規定のカンファレンスに参加していないとしても養育命令を行うのが適切であると認める場合。
- (c) 裁判所において、訴訟手続の当事者が、(a) 規定のカンファレンスに参加することが現実的ではないと認める場合。

第3項 第2項は、次の場合には、養育命令の付与において適用されない。

- (a) 養育命令が、訴訟手続の当事者全員の合意の下で行われる場合
- (b) 養育命令が、さらなる命令が行われるまでの間の命令である場合。

第4項 本条においては、養育命令申立手続としては、次の二つを含む。

- (a) 養育命令の強制執行を求める訴訟手続
- (b) その他、養育命令の違反が主張される一切の訴訟手続

65G Special conditions for making parenting order about whom a child lives with or the allocation of parental responsibility by consent in favour of non-parent

(1) This section applies if:

- (a) a court proposes to make a parenting order that deals with whom a child is to live with; and
- (b) under the order, the child would not live with a parent, grandparent or other relative of the

child; and

- (c) the court proposes to make that order with the consent of all the parties to the proceedings.

第 65 条 G 親以外の第三者に対し、子どもが共に暮らすべき者または親責任の割当てに関する合意命令を行うための特別の要件

第 1 項 本条は、以下が満たされる場合に適用される。

- (a) 裁判所が、子どもが誰と共に暮らすべきかについて定める養育命令を行うことを提案している場合
- (b) 当該命令に従えば、子どもは、父母、祖父母その他の親族と共に暮らさないという場合
- (c) 裁判所が、訴訟手続の参加者全員の合意の下で命令を行うことを提案している場合

(1A) This section also applies if:

- (a) a court proposes to make a parenting order that deals with the allocation of parental responsibility for a child; and
- (b) under the order, no parent, grandparent or other relative of the child would be allocated parental responsibility for the child; and
- (c) the court proposes to make that order with the consent of all the parties to the proceedings.

第 1 項 A 本条は、以下が満たされる場合にも適用される。

- (a) 裁判所が、子どもに関する親責任の割当てを内容とする養育命令を行うことを提案している場合
- (b) 当該命令に従えば、子どもの父母、祖父母その他親族には親責任が付与されない場合
- (c) 裁判所が、訴訟手続の参加者全員の合意の下で命令を行うことを提案している場合

(2) The court must not make the proposed order unless:

- (a) the parties to the proceedings have attended a conference with a family consultant to discuss the matter to be determined by the proposed order; or
- (b) the court is satisfied that there are circumstances that make it appropriate to make the proposed order even though the conditions in paragraph (a) are not satisfied.

第 2 項 裁判所においては、次の場合を除いて、上記の提案命令を行ってはならない。

- (a) 訴訟手続の当事者が、家族コンサルタントとのカンファレンスに参加し、当該提案命令により定めべき問題について話し合っている場合
- (b) (a) 規定の条件を満たしていないとしても、裁判所において、当該提案命令を行うのが適切であるような事情が存在していると認める場合。

65H Children who are 18 or over or who have married or entered de facto relationships

- (1) A parenting order must not be made in relation to a child who:
 - (a) is 18 or over; or
 - (b) is or has been married; or

(c) is in a de facto relationship.

(2) A parenting order in relation to a child stops being in force if the child turns 18, marries or enters into a de facto relationship.

(3) A court having jurisdiction under this Part may make a declaration to the effect that the child is in, or has entered into, a de facto relationship.

(4) A declaration under subsection (3) has effect for the purposes of this Act but does not have effect for any other purpose (including, for example, other laws of the Commonwealth or laws of the States and Territories).

第 65 条 H 18 歳以上の子ども、または、既に婚姻しているか、事実上のパートナー関係を結んでいる子ども

第 1 項 養育命令は、次の子どもに関しては行ってはならない。

- (a) 18 歳以上である
- (b) 婚姻している、若しくは、婚姻したことがある
- (c) 事実上のパートナー関係を結んでいる

第 2 項 子どもに関する養育命令は、その子どもが 18 歳に達するか、婚姻、または事実上のパートナー関係を結んだ場合、効力を失う。

第 3 項 本章に基づいて管轄権を有する裁判所は、子どもが事実上のパートナー関係を結んでいる、または、既に結んだことがある旨の宣言を行うことができる。

第 4 項 第 3 項に基づく宣言は、本法において効力を有するものであり、その他一切の法において効力を有するものではない（例えば、その他連邦法・州および地域法等）。

65J Effect of adoption on parenting order

(1) This section applies if:

- (a) a child is adopted; and
- (b) immediately before the adoption, a parenting order was in force in relation to the child.

(2) The parenting order stops being in force on the adoption of the child, unless the adoption is by a prescribed adopting parent and leave was not granted under section 60G for the adoption proceedings to be commenced.

第 65 条 J 養育命令の養子縁組に対する効果

第 1 項 本条は、次の場合に適用される。

- (a) 子どもが養子縁組を行う場合
- (b) 養子縁組の直前の時点で、当該子どもに関する養育命令が効力を有していた場合

第 2 項 養育命令は、養子縁組を行った子どもについては効力を失う。ただし、その養子縁組が、所定の養親によるものであると共に、第 60 条 G に基づく養子縁組手続開始の許可が与えられていない場合を除く。

Subdivision C—General obligations created by certain parenting orders

C 養育命令により生じる一般的義務

65M General obligations created by parenting order that deals with whom a child lives with

(1) This section applies to a parenting order that is in force in relation to a child to the extent to which the order deals with whom the child is to live with.

(2) A person must not, contrary to the order:

- (a) remove the child from the care of a person; or
- (b) refuse or fail to deliver or return the child to a person; or

拒む、あるいは返す、あるいは届けることを怠る

子どもをある者のもとに届ける、あるいは返すことを、拒んだり怠ったりすること

(c) interfere with the exercise or performance of any of the powers, duties or responsibilities that a person has under the order.

第 65 条 M 子どもが共に暮らすべき者を定める養育命令により生じる一般的義務

第 1 項 本条は、当該子どもが共に暮らす者を定める命令である限りにおいて、子どもに対して効力をもつ養育命令に適用される。

第 2 項 命令に反して、次のことをしてはならない。

- (a) 子どもを、ある者の世話から引き離すこと
- (b) 子どもをある者のもとに届けること、あるいは返すことを、拒んだり怠ったりすること
- (c) ある者が、その命令に基づいて有する一切の権力、義務または責任の行使または履行に干渉すること。

c) ある者が、その命令に基づいて有する一切の権力、義務または責任の行使または履行に干渉すること。

65N General obligations created by parenting order that deals with whom a child spends time with

(1) This section applies to a parenting order that is in force in relation to a child to the extent to which the order deals with whom the child is to spend time with.

(2) A person must not:

(a) hinder or prevent a person and the child from spending time together in accordance with the order; or

(b) interfere with a person and the child benefiting from spending time with each other under the order.

第 65 条 N 子どもが時間を共に過ごすべき者について定める養育命令により生じる一般的義務

第 1 項 本条は、当該子どもと時間を共に過ごす者を定める命令である限りにおいて、子どもに対して効力をもつ養育命令に適用される。

第 2 項 次のことをしてはならない。

- (a) その者と子どもが、命令に従って、時間を共に過ごすことを妨げるまたは阻むこと
- (b) 当該命令のもとで、互いに同じ時間を過ごすことにより、その者と子どもが得られる利益を妨害する

こと。

65NA General obligations created by parenting order that deals with whom a child communicates with

(1) This section applies to a parenting order that is in force in relation to a child to the extent to which the order deals with whom the child is to communicate with.

(2) A person must not:

(a) hinder or prevent a person and the child from communicating with each other in accordance with the order; or

(b) interfere with the communication that a person and the child are supposed to have with each other under the order.

第 65 条 NA 子どもが通信をする者について定める養育命令により生じる一般的義務

第 1 項 本条は、当該子どもと通信をする者を定める命令である限りにおいて、子どもに対して効力をもつ養育命令に適用される。

第 2 項 次のことをしてはならない。

(a) 命令に従って、子どもと通信することを妨げるまたは阻むこと

(b) 当該命令のもとで、その者と子どもが互いに持つことになっている通信を妨害すること

65P General obligations created by parenting order that allocates parental responsibility

(1) This section applies to a parenting order that is in force in relation to a child to the extent to which the order allocates parental responsibility for the child to a person (the carer).

(2) A person must not hinder the carer in, or prevent the carer from, discharging that responsibility.

第 65 条 P 親責任を割り当てる養育命令により生じる一般的義務

第 1 項 本条は、ある者（世話をする者）に対して、当該子どもに関する親責任を割り当てる命令である限りにおいて、子どもに対して効力をもつ養育命令に適用される。

第 2 項 当該世話をする者が、当該責任を果たすことを妨げるまたは阻むことをしてはならない。

Subdivision E—Obligations under parenting orders relating to taking or sending children from Australia

E オーストラリア国外への子どもの連れ出しまたは送り出しに関する養育命令に基づく義務

65X Interpretation

(1) In this Subdivision:

parenting order to which this Subdivision applies means a parenting order to the extent to which it provides, or would provide, that:

- (a) a child is to live with a person; or
- (b) a child is to spend time with a person; or
- (c) a child is to communicate with a person; or
- (d) a person is to have parental responsibility for a child.

(2) For the purposes of this Subdivision, if an appeal against a decision of a court in proceedings has been instituted and is pending, the proceedings are taken to be pending and sections 65Z and 65ZB (rather than sections 65Y and 65ZA) apply.

第 65 条 X 解釈

第 1 項 本款においては、

本款が適用される養育命令とは、当該命令が次の点を定める限りにおいて、養育命令とされる。

- (a) 子どもがある者と共に暮らすべきこと
- (b) 子どもがある者と時間を共に過ごすべきこと
- (c) 子どもがある者と通信を行うべきこと
- (d) ある者が子どもに関する親責任を有するべきこと

第 2 項 本款においては、裁判所の決定に対する控訴が提起され、係属中である場合、当該訴訟手続は係属中であると解され、(第 65 条 Y 及び第 65 条 ZA ではなく) 第 65 条 Z 及び第 65 条 ZB が適用される。

65Y Obligations if certain parenting orders have been made

(1) If a parenting order to which this Subdivision applies is in force, a person who was a party to the proceedings in which the order was made, or a person who is acting on behalf of, or at the request of, a party, must not take or send the child concerned from Australia to a place outside Australia except as permitted by subsection (2).

Penalty: Imprisonment for 3 years.

Note: The ancillary offence provisions of the Criminal Code , including section 11.1 (attempts), apply in relation to the offence created by subsection (1).

(2) Subsection (1) does not prohibit taking or sending the child from Australia to a place outside Australia if:

- (a) it is done with the consent in writing (authenticated as prescribed) of each person in whose favour the order referred to in subsection (1) was made; or
- (b) it is done in accordance with an order of a court made, under this Part or under a law of a State or Territory, at the time of, or after, the making of the order referred to in subsection (1).

Note: A defendant bears an evidential burden in relation to the matter in subsection (2) (see subsection 13.3(3) of the Criminal Code).

第 65 条 Y 所定の養育命令が行われた場合の諸義務

第 1 項 もし、本款が適用される養育命令が効力を有する場合、その命令が行われた訴訟手続の当事者、その代理人、または、その受託者は、第 2 項により許可される場合を除いて、当該子どもをオーストラリアからオーストラリア国外の場所に連れ出し、または、送り出してはならない。

第 2 項 第 1 項は、次の場合において、子どもをオーストラリアからオーストラリア国外の場所へ連れ出す、または、送り出すことを禁止するものではない。

(a) 第 1 項規定の命令の対象となった各人の署名を付した書面による合意の下で、子どもを連れ出す、または、送り出す場合。

(b) 第 1 項規定の命令と同時に、または命令後において、本章または州・準州法に基づいて行われた裁判所の命令に従って、子どもを連れ出す、または、送り出す場合。

注記：被告は、第 2 項規定の事由について証明責任を負う（刑法 13.3 条第 3 項を参照）。

65Z Obligations if proceedings for the making of certain parenting orders are pending

(1) If proceedings (the Part VII proceedings) for the making of a parenting order to which this Subdivision applies are pending, a person who is a party to the proceedings, or who is acting on behalf of, or at the request of, a party, must not take or send the child concerned from Australia to a place outside Australia except as mentioned in subsection (2).

Penalty: Imprisonment for 3 years.

Note: The ancillary offence provisions of the Criminal Code , including section 11.1 (attempts), apply in relation to the offence created by subsection (1).

(2) Subsection (1) does not prohibit taking or sending the child from Australia to a place outside Australia if:

(a) it is done with the consent in writing (authenticated as prescribed) of each other party to the Part VII proceedings; or

(b) it is done in accordance with an order of a court made, under this Part or under a law of a State or Territory, after the institution of the Part VII proceedings.

Note: A defendant bears an evidential burden in relation to the matter in subsection (2) (see subsection 13.3(3) of the Criminal Code).

第 65 条 Z 所定の養育命令を申し立てる訴訟手続の継続中における諸義務

第 1 項 もし、本款が適用される養育命令の申立手続（第 7 章手続）が係属中である場合、その訴訟手続の当事者、その代理人、または、その受託者である人物は、第 2 項規定の場合を除いて、当該（命令に関わる）子どもをオーストラリアからオーストラリア国外へ連れ出し、または、送り出してはならない。

刑罰：3 年間の禁固刑。

注記：刑法第 11.1 条（未遂）等の従犯に関する規定は、第 1 項により創設された違反に関して適用される。

第 2 項 第 1 項は、次の場合において、子どもをオーストラリアからオーストラリア国外の場所へと連れ

出す、または、送り出すことを禁止するものではない。

(a) 第7章の訴訟手続における他の各当事者の署名を付した書面による合意の下で、子どもを連れ出す、または、送り出す場合。

(b) 第7章訴訟手続の開始後に、本章または州・準州の法に基づいて行われた裁判所の命令に従って、子どもを連れ出す、または、送り出す場合。

注記：被告は、第2項規定の事由について証明責任を負う（刑法第13.3条第3項を参照）。

【以上】